

目次

I -CR-★1-告訴状20201027.....	2
I -CR-★2-証拠20201027.....	9
I -CR-★3-1号証-反訳書.....	11
I -CR-★4-2号証-反訳書.....	18
I -CR-★5-3号証-反訳書.....	44

告訴状 I

令和 2 年 10 月 27 日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

前橋地方法務局沼田支局(人権相談所)の、福田支局長、原田係長、に対し、其々、
公務員職権濫用罪(刑法 193 条)と脅迫罪 (刑法 222 条)

告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、次の罪状に該当すると考えるので、被告訴人らを厳罰に処することを求め告訴いたします。

被告訴人らの論理は極めて不当です

被告訴人らの主な不当性は、予見可能性に基く結果回避義務違反ですが、それ以前に、以下の通り、用いた論理が極めて卑劣であり、甚だしく論理則違反かつ経験則違反です。
要するに、信義則違反かつ公序良俗違反であり、事案単純化の為、本件は後者に絞ります。

前提事実 福田の、二つの虚偽を用いた受付拒否 1 1 号証

20170501 16:00、私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)への通話において、同支局長の福田は、以下の二つの虚偽を用いるなどの不当な対応を重ね、私の人権侵犯被害救済の申出を受付拒否し妨害しました。
不当性は上記に加え、告訴事実 1 の(告訴事実 1 から 2 に共通の説明)に後述の通りです。

虚偽① 管轄外

P2 上 「(16:03 福田)あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります。」

P2 中 「(16:04 福田)転送はできません、ごめんなさい、管轄が決まっています。」

P5 上 「(16:13 福田)まず、管轄が違います。」

P5 中 「(16:14 福田)うん、だから東京法務局が管轄になりますよ、管轄っていうのは決まってるわけだから。」

これは、法務省訓令の人権侵犯事件調査処理規程第 5 条の通り、発生地または居住地と明規されていること、この通話中も法的根拠を訊ねているのに尚も言い張ったこと、毎事件必ず直面する前提条件であることなどから、間違える余地が無く、明らかに故意です。

虚偽② 繙続行為の場合の説明を失念

P2 中「(16:05 福田)一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。」
P3 上「(16:07 福田)一年以内の人権侵犯じゃないと私達には調査権が有りません」
P5 中「(16:15 福田)それ(群馬県警)も駄目なんですよね、申し訳ないんですけども。」
これは、法務省訓令の人権侵犯事件調査処理細則第7条(5)の通り、「行為の日(継続する行為にあっては、その終了した日)から1年」と明規されていること、この通話中も法的根拠を訊ねているのに尚も言い張ったこと、毎事件必ず直面する前提条件であること、などから、職責として、この重要な付帯条件の説明を洩らす余地は無く、明らかに故意です。
更には、発生後1年以内の事実(当該申出書 P3, 20160606 内容証明)をも看過しております。

告訴事実1 原田と福田の、中途打切り(受付拒否)など 2号証

20180118 09:56、前橋地方法務局沼田支局において、福田支局長と原田係長は、包囲網として事前共謀して、以下の①から⑦のように、抗議を無視して虚偽や詭弁を重ね、また、説明の途中で申出を打切り、人権侵犯被害の救済の申出を、実質的に受付拒否し妨害しました。

①★★★原田による福田の隠避(P3 中 10:03) 読み上げた告訴状を無視

いかなる事情が有ろうと、虚偽の理由を用いた超犯罪的な受付拒否は正当化できません。

②原田が、「できない」旨の虚偽を多用したこと 無根 職責放棄

P6 中「(10:12 原田)うちのほうでできることの範囲を超えてます。」

P6 下「(10:13 原田)処理できません。」

P7 上「(10:16 原田)これじゃ、調べに行けないんです。」

P7 中「(10:17 原田)だ、それでは、うちのほうは調査できません。」

P7 下「(10:18 原田)だ、そういうことは、うちでは解らないです。」

P8 上「(10:19 原田)これは、うちのほうで調べる案件ではないです。」

P8 下「(10:20 原田)じゃ、うちじゃもう、む、できません。」

P9 中「(10:22 原田)どこにですか?」 (規程 14 条(5) の告発先のこと)

P9 下「(10:23 原田)裁判になるんだったら、うちのほうでは全然こういう手続きできません。」

P11 上「(10:25 原田)裁判所とか警察の話で、うちのほうでできる話ではないです。」

捜査機関の判断には介入できない旨 無根 職責放棄

P12 下「10:29(原田)組織的のところには、うちは、あの、踏み込めないですよね?」

警察が犯罪被害の訴えを無視すれば法令(職責)違反による人権侵害なのは誰でも判りますし、また、調査の例外規定は有りません。

P15 下「(10:40 原田)そもそも被害が判らないから、侵犯事実が無いですよね。被害が無いです。」 判らないから無いとは言えませんし、判らなければ判るように努めるべきです。

P15 下「(10:41 原田)だ、書面の中で、被害が無いなってゆう判断をしたんです。」

③★原田の、郵便配達員事件の隠蔽 経験則違反 無根 職責放棄

これは私が告訴状C(郵便配達員事件)を読み上げた直後ですが、無意識下の屋内侵入は当たり前に自律権侵害なのに、貴方の郵便物が届いたのだから問題無いと言い張ったのは狂気です。

P16 中 「(10:44 原田)被害は何ですか?」

P16 中 「(10:45 原田)イマイさん宛のものが届いてるんですよね?」 約 10 回

P17 下 「(10:49 原田)何が人権侵害に当るのかが、私には全く判らないです。」

P19 中 「(10:53 原田)勝手に届いたことで、何が不都合で、どういう被害が出たんですか?」

④★★★福田の、両立不可能な 2 つの超経験則違反

配達証の受取サインの写しを提示して、私の筆跡ではないことや、七つの蓋然性の総合的事件性を訴えているのに、これらを認めなかつたことは甚だしく経験則違反であり、まさに公序良俗の偽装の典型です。

以下の、A被疑者の職業の盲信と、B自分の筆跡の経験則の否定、は両立不可能です。

A 1 ★ P21 下「(11:00 福田)(郵便局員の居眠り中の住居侵入なんて)100%信じられない。」

P22 上 「(11:02 福田)私達にはそんなこと、信じられないんです。」

P22 中 「(11:03 福田)だから、信じられないんですよ」

P22 中 「(11:04 福田)信じられないんです。」

P22 中 「(11:05 福田)私達は信じられないです、信じません、信じられないもん」

⑤★★★福田が原田に、侮辱と威力脅迫と犯人隠避を教唆したこと

P22 中 「(11:04 福田)だって私達が信じないと調査に入れないと、そうだよね?」

思っても普通は申出人の前で吐くべき言葉ではなく、また、2号証反訳書の中だけで「私達」という表現を 12 回も多用しており、侮辱と脅迫と隠避の同時教唆ないし共謀の現行犯です。

A 2 ★ P23 上「(11:06 福田)そうじゃない、だって私達、公務員ですから、人ん家、勝手に入らないもん。郵便局の人もそんなこと絶対しないと思ってる。だからです。」 詭弁

B ★ P23 中「(11:07 福田)だから、筆跡が違うって言うのは、どういう証拠が有って?」

P24 下 「(11:10 福田)(原田)だから、調べればいいじゃん」 (沼田署の隠蔽の蓋然性を無視)

⑥★侵犯性は無い旨 無根 脈絡無し 論理則違反

P25 下 「11:13(福田)(原田)だから、被害が無いです。」

少なくとも、前提事実の福田の虚偽は超犯罪的であり、侵犯性無しなどとは言えません。

⑦★★★原田と福田が、申出を中途打切り(受付拒否)したこと

「(私)ご判断いただけるんですか?」 P26 上 「11:14(福田)(原田)受け取れません。」

「(私)門前払いですね?」 P26 中 「11:15(福田)(原田)はい。」

2人は、私の人権侵犯被害救済の申出の説明が未だかなり残っていることを承知のうえで、予定時間の経過を理由に途中で打切り、延長の抗議にも応じませんでしたが、これは極めて理不尽で甚だしく信義則違反な手続妨害であり、問答無用の門前払いです。

(告訴事実 1 から 2 に共通の説明) これらの対応の主な不当性は、

全告訴事実に共通の不当性は、私の当り前の抗議を無視して、同旨の虚偽や詭弁を執拗に重ねたこと(職責放棄による倒錯の連鎖=白痴化による堂々巡り=ゾンビ化)であり、言い換えると、合理的根拠が無いのが誰にも明らかなのに改めなかつたことです。

これらは、社会通念上許されない超信義則違反であり、態様として、人権擁護機関に有るまじき公然たる非人間扱いによる被害者迫害と言え、公序良俗の偽装による「お前など認めない」との人格的生存への害意としか説明が付きません。

例えば、警察の対応に常に合理的根拠が無いことは文面上で判り、それが法令(職責)違反であり告訴の妨害(組織的隠蔽)であり人権侵害であることも誰でも判りますから、警察の判断には介入できないというのは犯罪告発義務を無視した職責(調査義務、規定2条)違反の虚偽であり、侵犯性が無いというのは経験則違反かつ職權探知義務(細則8条)違反の虚偽です。また、たとえ私の申出が具体的権利名の記載を欠いていたとしても、その事実記載や口頭説明から、人権侵犯の概要が容易に職權探知できたはずです。

これらはまた、法務局(人権相談所)職員としての、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職權濫用による手続妨害であり、差別的取扱であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、著しく信義則(民法1条)違反であり、公序良俗違反(民法90条)であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない~~非行~~(国家公務員法82条)および~~信用失墜行為~~(国家公務員法99条)であり、正当業務行為とは言えず、職務上の故意または過失であり、それによる、生命に対する権利(憲法13条)の侵害であり、適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の行使の妨害であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反です。

これらは包囲網としての2人の事前共謀によるものです。

(職權濫用) 私から人権侵犯被害の救済の申出を受けた法務局(人権相談所)職員として、申出内容から私の生命への無言の脅迫被害や各県警組織による隠蔽被害を当然に感知すべき状況に在りながら、既述の虚偽ないし偽計を多用して、合理的根拠無く侵犯性を否定し、必要な調査義務を回避することにより故意に感知せず、告発ないし法務大臣への報告に繋げるべき職權を、故意に行使しないことにより濫用し、必要な調査や告発を怠り、申出を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、被害を継続させ、また、私に義務の無い本告訴状を作らせました。

(脅迫) 一連の無言の威力脅迫であり、

第一に、皆で当たり前の抗議を認めないことは公序良俗の偽装です

当たり前の抗議を無視して同趣旨の虚偽や詭弁を重ねたこと(白痴化による堂々巡り)は、激しく信義則違反なので、社会通念上有り得ない、許されない倒錯の連鎖であり、態様として、人権擁護機関の公然たる非人間扱いによる被害者迫害と言え、その真意は、包囲網の圧倒的な組織力によって、裁判所を含め、皆が確信犯として事前共謀して、当たり前のことを認めないことによって、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めて隠蔽せんとする、「お前の訴えなど認めない」との人格的生存への害意としか説明が付きません。

第二に、全てが組織力の誇示(無言の威力脅迫)です

こうした公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

公序良俗の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。

告訴事実2 福田の、第三の虚偽を用いた受付拒否2

3号証

20180119 16:53、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局沼田

支局への通話において、福田支局長が、以下のように、精神的損害の場合にも必ず損害額が必要との規定に無い虚偽を用い、その不合理に抗議したところ、損害額を答えなかつたことを理由に受付拒否したことは、受付拒否する為の偽計を用いた申出の妨害です。

不当性は上記に加え、告訴事実1の(告訴事実1から2に共通の説明)に既述の通りです。

虚偽③ 精神的損害にも損害額が必要

なお、このような規程は無いことを、戸所が証言しています(I 2-1号証 P23 下 14:10)。

P3 上 「(17:00 福田)脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?」

P3 下 「(17:01 福田)だから、具体的にどういう症状が出ましたか?」

P3 下 「(17:02 福田)だから、それによって、どのような損害を受けましたか?」

P3 下 「(17:03 福田)それをどういうふうに証明することができますか?」

P4 上 「(17:04 福田)それが調査です。それを私達は文書に書かなければならぬんです。」

P4 中 「(17:05 福田)そういう苦痛を与えられた結果、どういうふうになりましたか?」

P4 下 「(17:06 福田)そうです、書く必要が有るんです。」

P5 中 「(17:08 福田)はい、受付できません、申し訳ないですね。」

福田、原田、に対し其々、公務員職権濫用罪

(刑法第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。)

告訴事実1から2により、2人は包囲網として事前共謀して、後述の脅迫罪や犯人隠避罪を行ふ為に、告訴事実1の(告訴事実1から2に共通の説明)に既述の各自の職務を装って、その職権を濫用して、私の人権侵犯被害救済の申出を妨害し、生命に対する権利を侵害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、公務の公正という公益を侵害し、また、私に義務のない本告訴を行わせたので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

福田、原田、に対し其々、脅迫罪

(刑法第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する)

告訴事実1から2により、2人は包囲網として事前共謀して、其々、「お前の訴えなど認めない」との私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意を示しました。

これらを、包囲網としての一連の無言の威力脅迫とする根拠は、

いずれも公序良俗の偽装であり、包囲網の組織力の誇示と言えること

告訴事実1の(告訴事実1から2に共通の説明)に既述の通り、当り前の抗議を無視して、合理的根拠無く、同趣旨の虚偽ないし詭弁を重ねる倒錯(論理矛盾)の連鎖(=白痴化による堂々巡り=ゾンビ化)、という態様で一貫しており、社会通念上許されない超信義則違反であることから、裁判所ぐるみで、皆が確信犯として当り前のことと認めないことにより、限りで社会的妥当性(公序良俗)を歪めて隠蔽せんとする狙いであり、それによる、包囲網の圧倒的な組織力の誇示としか説明できません。

また、公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によつてしか実現できません。

そして、組織力を誇示する目的は、無言の威力脅迫の害意としか説明できません。意図の有無に係らず、公序良俗の偽装の状況が齎す脅迫効果は絶大です(不真性不作為犯)。告訴事実1から2により、2人は包囲網として事前共謀して、其々、私への脅迫の意図を持って、後述の公務員職権濫用罪の各自の職権を装って、その職権を濫用して、申出を妨害し、「お前の訴えなど認めない」との私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意を表示し、もって、私への無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

適用法令の摘示

人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）より抜粋

第2条 事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる。

第5条 事件は、この規程に別段の定めがある場合を除き、人権侵犯の疑いのある事実の発生地又は人権を侵犯されたとされる者（以下「被害者」という。）若しくは人権を侵犯したとされる者（以下「相手方」という。）の居住地を管轄する法務局又は地方法務局において取り扱う。

第14条(5) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、文書で、告発すること（告発）。

人権侵犯事件調査処理細則（平成16年3月26日付け法務省権調第200号人権擁護局長通達）より抜粋

第7条 処理規程第8条第1項に規定する申告（以下「被害の申告」という。）があつたときは、次に掲げる場合に該当する場合を除き、速やかにこれを事件簿に登載して、救済手続を開始しなければならない。

- (1) 当該人権侵犯が、国会の両院若しくは一院又は議会の議決によるものであるとき。
- (2) 当該人権侵犯が、裁判所又は裁判官の裁判によるものであるとき。
- (3) 当該人権侵犯に関する事件が、確定判決（確定判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により完結しているとき。
- (4) 当該人権侵犯に関する事件が、裁判所に係属しているとき。
- (5) 被害の申告が、当該人権侵犯に当たる行為の日（継続する行為にあっては、その終了した日）から1年を経過してされたとき。
- (6) 被害の申告が、過去にされた被害の申告と同一の人権侵犯に関するものであるとき。
- (7) 当該人権侵犯による被害が生じておらず、又は生ずるおそれがないことが明らかであるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事案の性質上、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められるとき。

2 前項第4号、第5号又は第6号に掲げる場合に該当する場合であっても、法務局又は地方法務局において取り扱うことが相当と認められる特別の事情があるときは、速やかにこれ

を事件簿に登載して、救済手続を開始するものとする。

3 第1項第8号に掲げる場合に該当するとして救済手続を開始しないときは、法務局長は人権擁護局長の、地方法務局長は監督法務局長の承認を受けなければならない。

4 監督法務局長が前項の承認をするに当たっては、人権擁護局長の指示を受けなければならぬ。

第8条 法務局長又は地方法務局長は、人権擁護委員若しくは関係行政機関からの通報又は新聞、雑誌等の出版物の記事、放送、インターネットその他のものからの情報により、事件の端緒を得るよう努めなければならない。

立証方法 証拠説明書の1から3の全号証

添付書類 証拠説明書と1から3の全書証と被害届2018と恣意性一覧表

以上

告訴 I 証拠説明書 20201027

番号	標目	媒体等	立証趣旨
1号証	20170501 16:00 私の自宅から沼田支局の福田との通話録音の反訳書	USBメモリー プリント原本	立証すべきは、前提事実です。詳細は反訳書の通り。 <u>虚偽①(管轄外)</u> 「警視庁については東京法務局の管轄」は、正しくは「 <u>発生地若しくは居住地</u> 」(規程2条) <u>虚偽②(継続行為の場合の説明洩れ)</u> 「 <u>行為の日</u> (継続する行為にあっては、 <u>その終了した日</u>) から1年」(細則7条) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町701)への通話。
(I -甲2)			
2号証	20180118 09:56 沼田支局での原田及び福田との会話録音の反訳書	USBメモリー プリント原本	立証すべきは、 <u>告訴事実1</u> です。 8告訴状と被害届2018を持参し救済の申出をしましたが、説明できたのは2告訴状だけです。 <u>●全告訴事実に共通の不当性は、抗議を無視して、執拗に同趣旨の虚偽や詭弁を重ねたこと(職責放棄による倒錯の連鎖=ゾンビ化=白痴化による堂々巡り)</u> であり、言い換えると、 <u>合理的根拠が無いのが誰にも明らかなのに改めなかったこと</u> です。 これらは、社会通念上許されない超信義則違反であり、態様として、 <u>人権擁護機関の公然たる非人間扱いによる被害者迫害</u> と言え、 <u>公序良俗の偽装による「お前の訴えなど認めない」との人格的生存への害意</u> としか説明が付きません。 ①★★★原田による福田の隠避(P2下、P3中) 虚偽の理由を用いた超犯罪的な受付拒否は正当化できません。 ②原田が、「できない」旨の虚偽を多用したこと 無根 職責放棄 ③★原田の、郵便配達員事件の隠蔽 経験則違反 無根 職責放棄 ④★★★福田の、両立不可能な2つの甚だしい経験則違反 A被疑者の職業の盲信と、B自分の筆跡の経験則の否定 A 1 ★ P21下「(福田)(郵便局員の居眠り中の住居侵入なんて)100%信じられない。」 A 2 ★ P23上「(福田)そうじゃない、だって私達、公務員ですから、人ん家、勝手に入らないもん。郵便局の人もそんなこと絶対しないと思ってる。だからです。」 B ★ P23中「(福田)だから、筆跡が違うって言うのは、どういう証拠が有って?」 当該配達証の写しを提示済 ⑤★★★福田が原田に、侮辱と脅迫と隠避を教唆 P22中「(福田)だって私達が信じないと調査に入れないと、そうだよね?」 ⑥★侵犯性は無い旨 無根 脈絡無し 論理則違反 少なくとも、前提事実の福田の虚偽は超犯罪的であり、人権侵犯です。 ⑦★★★原田と福田が、申出を中途打切り(受付拒否)したこと 2人は、私の人権侵犯被害救済の申出の説明が未だかなり残っていることを承知のうえで、予定時間の経過を理由に途中で打切り、
(I -甲3)			

			延長の抗議にも応じませんでしたが、これは極めて理不尽で甚だしく信義則違反な手続妨害であり、問答無用の門前払いです。
3号証 (I -甲4)	20180119 16:53 私の自宅から沼田 支局の福田への通 話録音の反訳書	USBメモリー プリント原本 20181119 私が作成	立証すべきは、 <u>告訴事実2</u> です。詳細は反訳書の通り。 告訴事実2 福田の、第三の虚偽を用いた受付拒否2 <u>虚偽③(精神的損害にも損害額が必要)</u> なお、このような規程が無いことを、戸所が証言しています(4号証P23下)。 P3上 「(福田)脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか?」 P3下 「(福田)だから、具体的にどういう症状が出ましたか?」 P4下 「(福田)そうです、書く必要が有るんです。」 P5中 「(福田)はい、受付できません、申し訳ないですね。」

20181119 今井豊

20170501 16:00 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町701)の福田支局長への通話の録音の反訳書

(交換手) はい、沼田の法務局でございます。

(私) あ、もしもし、

(交換手) はい、

(私) イマイと申しますが、ハラダさんおいででしょうか？

(交換手) ああ、今、席、外してるんですが、

(私) ああ、そうですか、あの、午前中お電話した件なんですけども？

(交換手) ええ、え、

(私) ええと、ハラダさんか、もしくは、支所、支局の長の方、お願ひしたいんですが、

(交換手) はい、わかりました、そしたら、お待ちいただけますか、

(私) はい、

(福田) お電話代りました、福田です。

(私) あれ? もしもし、

(福田) もしもし、

(私) あ? はい、お世話になります、イマイと申します、えと、ええ、人権擁護委員に、

(福田) はい、

(私) 1月31日、イシザカさんにご相談した内容については、

(福田) はい、

(私) あのう、人権相談所としても認識されていると考えてよろしいんですね？

(福田) 人権相談を、こちらの常設相談所でされたんですか?

(私) ええ、

(福田) あの、法務局のほうで?

(私) はい、

(福田) あ、相談をこちらで受けたのであれば、相談ですね、はい、

(私) あの、ハラダさんは、よく知ってるんですけども?

(福田) はい、はい、すいませんね、私、4月に着任したもんですから、

(私) ああ、はい、はい、ええと、失礼ですが、お名前は？

(福田) あ、福田と言います。

(私) 福田さんですか、はい、ええ、要点だけ申し上げます、

(福田) はい、

(私) はい、あのう、まず、その、人権侵害の事実の確認をして頂きたいんですけども？

(福田) 人権相談の事実の確認というのは、どういう意味ですか？

(私) 人権侵害の、

(福田) ああ、人権侵害が、あ、疑われる場合には、もちろん、あの、調査をしなければならないのですが、

(私) ええ、

(福田) はい、そういうことですか?

(私) はい、

(福田) えと、どういう内容だったんでしょうか?

(私) ええと、その内容を引き継いでないことは考え難いんですが、まあ、申し上げます、

(福田) はい、

(私) ええと、警察がですね、

(福田) 警察? はい、

(私) はい、あの、特に警視庁、

(福田) 警視庁って、東京ですか?

(私) はい、あのう、8年前の話なんですが、被害届を送ったのに、それを完全に黙殺して
おります。

(福田)★ あ、東京の案件はですね、管轄が東京の法務局になります。

(私) いやいや、それはそちらで転送してください、私はこちらの、今の住所地で

(福田) 転送はできません、ごめんなさい、管轄が決まっています。

(私) 住所地に申請してるんですよ?

(福田)★ いやいや、あのう、申し訳ないんですが、人権侵害がねえ、いち、一年以内の侵犯案件なんですよ、うちのほうが調査できるのが。8年前

(私) どこに、そんなことが書いて有るんですか?

(福田) 8年前っていうふうに、今、おっしゃったじゃないですか?

(私) いや、一年というのは、どこに明記されてるんですか?

(福田) 人権被、あの、人権侵害のですね、調査をする、うちのほうの、法務省のほうの
ですね、規定が有りまして、そのじ、あの、たぶん、ハラダのほうが、から聞いてると思うん
ですけれども?

(私) はい、その話は初めて聞きました、一年というのは。

(福田) あの、あのですね、人権擁護機関て言うんですよ、私達、法務局と人権擁護委員のことを。法務省の人権擁護機関という呼び方をしてるんですけども、

(私) はい、

(福田) はい、私達、全く権力が無いんですよね、立ち入って調、あの、調査、調査はできる
んですけども、こうしなさいとか、ああしてくださいとかっていう権限が全く無いんで
すね、調査することはできるんですけども、調査の相手方の協力を得て、調査をするって
いうことになってるんですよ。

(私) いや、別にですから、結果を問う必要は無いんですよ、結果はどうだっていいんです
が、調査しようとするかしないかが問題なんですよ?

(福田) ですから

(私) 人権の擁護というパンフレットの36頁に、人権侵犯事件の調査処遇という欄がござ
りますね?

(福田) はい、はい、

(私) 必ずこういう調査のステップを経るはず

(福田) 必ずではありません、人権侵犯が疑われる時です。

(私) いや、人権侵犯の届出をしてるんですよ? 人権侵害被害の。それを確認しなくてどうする

(福田) その内、その内容です、その内容をうかがって、今、おっしゃったように、8年前、警視庁が、っていうふうにおっしゃいましたよね?

(私) はい、

(福田) はい、そうするとまず、一年以内の人権侵犯じゃないと私達には調査権が有りません。

(私) それは、一年以内ってゆうのは、どこに明記されてるんですか? 法的根拠を示して下さい。

(福田) 法的根拠、法律と言うよりもですね、私達の人権の調査のところの、人権侵害を受けるというとこなんですか?

(私) いや、その法的根拠が示せないと、

(福田) ちょっとお待ち下さい、ちょっとお待ち下さいね、確認してきます

(私) 職権濫用罪なんりますよ?

(福田) 職権濫用って何ですか?

(私) はい?

(福田) 職権濫用って何ですか?

(私) 公務員職権濫用罪をご存知ないですか?

(福田) 職権濫用、何が職権濫用となるんですか?

(私) え、何がって、調べようとしないことです。意図的な

(福田) ですから、調べますからとお待ち下さいと申し上げております。

(私) はい、そちらの作為義務を問題にしてるんですよ?

(福田) あの、申し訳ないんですけども、警視庁が全く動かないっていうのは

(私) 警視庁だけじゃなくて、群馬県警の話も入ってます。群馬県警は二年前ですがね

(福田) それはまた別の事件、それぞれ別々の事件になりますので、一つ一つ確認をしますが、

(私) はい、

(福田) 8年前、警視庁が動かないっていう時の、警視庁の担当者、それから年月日、場所、全部判りますか? 確認できますか?

(私) あ? わ、判りますよ、判りますよ、そんなの。書留で送ってるんですから。1月20日に警視庁本部に着いたものです、被害届というのは。それが無視されてるんです。

(福田) そうするとそれは警視庁の、

(私) はい、

(福田) そういう担当のところには、そういうお話をしていただけましたか?

(私) もちろん何度も電話したら、ええ、東村山署のほうに転送しましたというお答えをいただいたんで、

(福田) はい、

(私) 2月25日頃、直接、東村山署を訪ねて、サワダさんなる、おそらく刑事さんに、

(福田) はい、

(私) ええ、届出、あの、被害届の内容、一から説明し、そもそも、その被害届が、どこにあるかわからないし、私は内容を知らない、とおっしゃったもんですから、担当が。

(福田) そうすると、私共がもし、万、あの、もし、調査に行った場合に、担当のかたは?

(私) いや、調査に行く必要は無い、書面で、あの、回答を求めたらよろしいでしょ?

(福田) いや、そういうことはできないです、調査できないです

(私) じゃあ、直接、行ってください

(福田) ただ、私達は、東村山署のどなたの、そのかたはまだ、東村山署の同じ場所にいらっしゃいますか?

(私) いや、居ないです。今日電話してみましたら、もう、どっか、あの、てん、転勤なってます。その代りのかたに、いちおう、しょ、調査は依頼してますけど?

(福田) あ、調査依頼したんですか?

(私) はい、

(福田) その返事はいつ頃、い、来るんですか?

(私) いや、時間がかかるとは言われましたが、

(福田) そうすると、私達が行っても同じ結果ですよね?

(私) いや、全然そんなことないです。

(福田) 私達

(私) 人権擁護機関が、人権侵害の被害の届出を受けてるから、それに基く

(福田) だから、どこが人権侵害なんですか? どこが人権侵害なんですか?

(私) 人権侵害じゃないんですか?

(福田) どこがですか?

(私) いやいや、

(福田) どの部分が?

(私) そもそも被害届に対して何の反応も無いということ自体が、憲法14条の法の下の平等に違反しますし、憲法25条の生存権、必要な時に必要な治安を受ける権利を侵害しています。

(福田) 被害届、生存権? たいへん申し訳無いんですけども、

(私) はい、

(福田) 被害届を出したか出さないかは、警視庁のほうで確認ができますよね?

(私) もちろんできますよ、それがどうしたんですか?

(福田) はい、出して有ったんですよね?

(私) もちろん有りますよ、だって配達証明まで来ますもん。

(福田) はい、そうすると、その被害届を、について、あの、動いてくれないっていうのは、どういう理由だったんですか?

(私) いや、それを答えられないから、そちらにお願いしてるんじゃないですか?

(福田) それだったら、そちら東京の警視庁に確認してください、私達は調べられないで

す。

(私) どうしてですか、人権侵害でしょ? そういうことが実際有るんだったら、

(福田) 人権侵害じゃないですよ、人権侵害じゃないんです。警視庁の

(私) 人権侵害です。

(福田) あ、じゃあ、あの、私達と、私達はそういうふうに、人権侵害だとは判断しませんので、警視庁のほうにおっしゃってください

(私) どうして、しないんですか?

(福田) できないんです。

(私) どうしてですか? 法的根拠を示してください

(福田) まず、管轄が違います。

(私) 管轄が違う? 管轄が違うとできないって、どこに書いて有るんですか? 法的根拠を示して下さい。

(福田) はい、じゃ、あのう、こちらのほうにですね、じ、うちのほうの、調査処理についてですね、ええ、

(私) だって、人権って一人の人間に付属するものでしょ? 別に住所地が変わったからって、じゃあ知らないよってわけにいかないでしょ?

(福田)★ うん、だから東京法務局が管轄になりますよ、管轄っていうのは決まってるわけだから。

(私) じゃあ、群馬のことはどうするんですか?

(福田) 群馬県警はいつですか? 一年未満ですか?

(私) 二年前です、

(福田)★ ああ、じゃ、駄目、それも駄目なんですよね、申し訳ないんですけども。

(私) だから、一年未満の根拠を示してください。どこです? 何法の何条?

(福田) 今、ちょっと確認しますから、お待ち下さい。

(私) はい、

(福田) お待たせしました、

(私) はい、

(福田)★ 人権侵犯事件調査処理規定です。処理規定8条の、い、8条ですね。

(私) それは処理規

(福田) あとですね、その中に、

(私) はい、

(福田) ええ、不開始事由ってゆうのが有って、

(私) はい、

(福田) 救済手続を開始しない場合とゆうことの中にですね、一年を経過した時っていうような所が有りますので、

(私) ふうううううううん、な、ええ、処理規定の、え、8条?

(福田) はい、

(私) 8条、しかし、たった一年だとなかなかあの

(福田) 先ほどから申し上げてるようにな、私達、権力が無いので、8年も昔の話を調べるような力が、もう全く法務省には無いんですよ。

(私) 力も何も要らないじゃないの?、書面で回答を求めるだけで

(福田) や、書面なんかしないです、調査に行くんです、で、調査に行った時に、相手の

(私) いやいやいや、書面のほうが簡単でしょう?

(福田) しょ、書面、書面でなんかできるわけないじゃないですか?

(私) いやいや、回答、回答するもしないも自由なんですよ 自由ですが、同じ行政機関からの照会に対して答えないのは非常に不自然ですね?

(福田) 照会ではありません、照会ではないんです、調査なんです、

(私) 調査ですよね?

(福田) はい、調査なんです

(私) はい、

(福田) で、必ず私達が出向くんです。

(私) いや、それはあの、勝手ですけども

(福田) や、勝手って、どうしてですか?

(私) 私だったら書面でやりますね?

(福田) あ、やって、書面ではできませんので。 私達が実際に聞き取りを行います。

(私) はあ?

(福田) はい、聞き取りをやって、調書を作つて、法務省まで上げます。ただし、

(私) なるほど、

(福田) 相手の方がそこにいらっしゃらない場合はもう無理ですよね? 聞け、聞き取りができませんので。

(私) いやいやいや、それは代りの人に引き継いでるべきでしようから?

(福田) それはだけど

(私) 組織ですかね?

(福田) だって、何遍も、文書出していらっしゃるんでしょ?、イマイさんは。

(私) 告訴状は何遍も出しますよ? まだ受理されてませんが、

(福田) 裁判所ですか?

(私) いや、検察に。

(福田) 検察、検察庁ですか? 告訴状、はああ

(私) 検察庁ですよ?

(福田) はあ、それで、ということはもう、あの、係争中ってゆうことですか?

(私) いや、まだ受理されてないんで、捜査は始まってないですけども?

(福田)★ はああ、そうするともう、うちは全く手が出ないですね。

(私) ええと、その、まさにあの、訴える対象として、人権相談所も今まさに作成し、中なんですが?

(福田) ああ、そうですか?

(私) 先ほどの、一年という処理規定、もうち、もう一度、正確なお名前、あの、読み上げ

ていただけますか？処理規定、何々処理規定っておっしゃってましたね？

(福田) 人権侵犯事件調査処理規定です。

(私) 人権侵犯事件

(福田) で、たいへん申し訳無いんですけれども？

(私) はい？

(福田)★ その警察の、が動いてくれないっていうのは、警察のほうで確認をしてください。それでもし、どうしても、あのう、結果が出ないということであれば、先ほどおっしゃったように、やっぱり告訴しないと、これはもう決着は付かないと思いますよね？

(私) はい？

(福田) はい、

(私) ええと、すいません、ええ、話、戻りますけど、一年という縛りになりますと、かなりこれ、人権、あのう、私に限らず、あの、対象外になるケースが多いと思うんですが、それで支障無いですか？

(福田) てゆうか、もう、人権侵犯、あった場合には、すぐに相談に来ていただいて調査を行うってゆうことになっていますので、8年間は、ど、どちらかにあの、行ってらっしゃったんですか？

(私) あの、脅迫下の心裡留保ってゆう言葉はおわかりになりますか？

(福田) 申し訳無いんですが解りません、はい。 じゃありませんので。

(私) あ、ですか？ 脅迫状態、脅迫状態にあって、怖くて、あの、届け出られなかつたんです。

(福田) ああ、そうすると、やっぱり告訴されたほうがいいと思います。

(私) はい、あえと、まあ

(福田) 申し訳ないです、うちのほうに力が無くて。

(私) あ、いえいえ、あの、人権相談所についてはその通りなんですが、人権擁護委員については、一年なんて縛り無いですよね？

(福田) 人権擁護委員は人権擁護機関ですので、法務省の。私達と同じ立場です。

(私) そうですよね、はい、わかりました、

(福田) はい、失礼します。

(私) はい、ありがとうございました。

以上

20180118 09:56 前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町 701)での、原田および福田との会話の録音の反訳書

(原田) はい、すいません、お待たせしました。ええ、人権相談てゆうことで、今まで話、聞いたのと、なんか、違うお話をうつすことなんですか?

(私) はい、

(原田) 具体的には、ええと、いつ、どなたが、どういったことで、イマイさんほうにどういう被害が出たか?っていうのを、教えていただければとゆうような形ですか?

(私) はい、ええ、そのご説明に入る前に、ええ、ま、こちらの対応にも非常に問題が有ると感じてるんで、私は、あの、告訴状にしてるんですが、その内容をご確認いただけますか?

(原田) いえ、すいません、告訴状っていう形はうちのほうでは受け取れないで、これはちょっと困るんですけど。

(私) どういうタイトルであろうが、これが一番、経緯を簡潔明瞭に書いてある物なんですよ?

(原田) 何を?あの、私に?

(私) 読めばわかります。

(原田) ちょっと、そういう書類のほうでは、うちのほうでは困るんで、ここでは受け取れないんですけども、

(私) 何が困るの?何を根拠に困るとおっしゃってるんですか?

(原田) どういった内容なんですか?

(私) じゃ、あの、読み上げますね、

(原田) や、人権相談のほうで、来ているん、いらっしゃってるんですけど、どういったご相談なんですか?まず。

(私) や、それは、あの、それぞれ告訴状んなってますので読めばわかるんですが、その告訴状

(原田) 告訴状はうちに出す書類じゃないですよね?

(私) タイトルは関係ないですよね?説明資料として出してるんです?

(原田) だ、説明資料っていうふうにおっしゃるんですけど、うちにはうちの人権相談っていう形のほうで、ま、相談のほうをお受けして、で、その人権の救済の為の活動をしてるっていうのは、あの、知つてしまつと思うんですけども、それ以外のことはできないので。

(私) それ以外のことをやってくれなんて、一言も言ってませんが?

(原田) うちの権限ではできないことがずいぶん有るっていうのをご説明しているのに、

(私) 権限?

(原田) だからそれを、法律変えてまでやれとか、こういうことをやれとかいうようなことをおっしゃったりすることもありますよね?

(私) いや、明記されている作為義務の範囲内のことを、なぜやらないんですか?と言っているだけですよ?

(原田) や、明記されてないことをやれと

(私) されてますよ?

(原田) どこですか? どこにされてる、だから言ってる、おっしゃってることが、どこに書いて有るのかが、私には全く解らないんですけど?

(私) あ、そうですか? じゃ、読み上げますね、ええと、まず、ええ、昨年2月22日午後、原田さんはここで、ええ、告訴人との会見において、なぜ人権侵犯事実の調査を行おうとしたのか?、と再三訊ねられたのに、ここは捜査機関ではない、という見当違いの詭弁を最後まで執拗に繰り返し、あげく、県の広報課に誘導しました。事実ですね?

(原田) 捜査機関ではないですよ、ここは。

(私) だから何の脈絡ですか? そのお言葉は。捜査機関でないなんてことは誰でも知っていますよね? 誰もそんなこと思ってません。どういう脈絡のご発言ですか? 私は調査をなぜしないのか?って訊いてるんですよ?

(原田) や、人権侵犯事件っていうふうになつたら調査に行くんですけど、

(私) ええ、

(原田) 人権侵犯事件には、なつてないです。

(私) そら、調べなきゃ解らないでしょう?

(原田) いや、人権侵犯の調査っていうのは、人権侵犯事件としての申告があつて、で、それの被害が有るっていうふうに、うちのほうで人権侵犯事件として受けた場合には調査に行きますけど、

(私) はい、なぜ受けないんですか? 私や1月31日に人権擁護委員に概要を説明しますよ。 その内容は知っているはずですよね?

(原田)★ で、侵犯性が無いっていうふうにご回答しましたよね?

(私) どこ、どこで、そう判断したんですか?

(原田)★ 被害が無いです。

(私) 被害は明記されてますよね?、読み上げましょうか? 続けますよ? 続けますよ?

(原田) 具体的な被害は何ですか? だから、具体的な被害は何だ? っていうふうに私のほうはお訊ねしてるんですけど? 事実として

(私) 書いて有りますよ? いいですか、例えばね、

(原田) だって、イマイさんの、評価だけが書いて有るので、事実として何が起つたか解らないので

(私) だから事実として、2016年6月6日、捜査を要求する旨の内容証明を関係六機関に送付するも全て無視されたことが書かれています、2頁目。

(原田) それで、それでイマイさんに具体的な被害は何が出たんですか?

(私) 具体的な被害?、精神的被害。当然、基本的人権として認められるべきことが認められないという、生存権の侵害が有りました。

(原田) 生存権を、の?それは具体的に何が起つたんですか? イマイサンじ、自身に。それが被害だと思うんですよね?

(私) はい、次、続いて、ええ、2017年5月1日16時、福田支局長は告訴人との通話において、人権侵犯調査、ええ、処理規定第八条に侵犯から一年以内と明記されていることと、

ええ、警視庁に関する事であれば東京法務局の管轄であり、沼田支局の管轄外になることの二点を理由に告訴人の被害届出は救済対象外であると回答しました。これは録音が残っております。ええ、これら二つの事実を総合しますと、原田および福田は、告訴人届出の人権侵犯事実の調査を故意にしないことにより被害を隠蔽し、殺人を示唆する複数の脅迫被害を放置し継続させることにより、告訴人の生命に対し害を加える旨の無言の脅迫を行いました。その脅迫の意図は「包囲網の犯行を暴こうとすれば、包囲網の誰かがお前の叔母や猪のようにお前を殺すよ」ということだと思います。

(原田) 思うんですね? 思うんですね?

(私) はい、説明は、説明は、原田さんは人権相談所とみなかみ町人権擁護委員会の事務局を兼ねています。私が1月31日に、

(原田) 擁護委員の事務局は兼ねてないですよ?

(私) 人権擁護委員イシザカに提出した人権被害の届出の内容を把握しております。またイシザカやタカハシの発言からも、人権擁護委員の対応を実質的に決めていたのは原田氏だったと、ことは明らかです。なお、告訴人はこのあと原田氏の誘導に従い、実際に県の広報課に連絡を取ってみましたが取り合ってはもらえませんでした。これは根拠のない転送であり、結果責任も負わない無責任な誘導だったと思います。①について、このような対応が人権侵犯事件調査処遇に違背した取扱であるのは明らかです。②について、福田支局長の対応ですね、対象外とした根拠が二点とも不当な扱いであることを説明します。まず対応期限については回答のように、ええ、人権侵犯調査、ええ、事件調査処理規定第8条にはありません。私が探したところ、別の所に有りました。人権侵犯事件調査処理細則の第2節、救済手続開始の例外規定として書かれています。(5) 被害の申告が、当該人権侵犯、人権侵犯に当たる行為の日(継続する行為にあっては、その終了した日)から1年を経過してされた時、と書いてあります。ですが、告訴人が提出した「人権被害の訴え」2頁には、先ほど申し上げた、2016.6.6検査の、を要求するの旨の内容証明便を関係6機関に送付するも無視されたことが書かれています。これは回答時点では、明らかにまだ発生から一年以内です。それにそもそも福田さんは、ただ一年と言っているだけで、「継続する行為にあっては、その終了した日から1年」という重要な条件の説明をおこな、怠っておられます。「被害はいつ終了したのですか?」と聞かれたならば、「ああ、そういうことならいざれも今、現在進行形であり継続中です。」と答えられたとこです。それから、発生場所による管轄違いについては、ええ、「人権侵犯事件調査処理規定」第2章救済手続 第1節管轄、に書いてある通り、元々、発生地でも居住地でもどちらでも構わないのであり、回答は明らかに誤りです。このように、ええ、原田さん、福田さんとも判断ミスや憶え違いの範囲を超えた故意による隠蔽であり告訴の妨害であるのは明らかです。すなわち人権侵犯事実を調査しようとせず、嘘について不正に隠蔽したことが実行行為です。違法性、実行行為が包囲網として常に脅迫と隠蔽の二つの意図を同時に持つて行われているということです。三罪が同時に成立するパターンです。包囲網の概要を始め、このパターンについての説明や無視という実行行為の違法性、あるいは脅迫類型としての意味などについては被害届2018に集約しておりますのでご覧下さい。職責からみてありえない対応を行つ

てみせることの演出効果を意識した脅迫類型です。他機関と足並みを揃えることによって更に威力を誇示しております。其々何故そのような不当な対応を取るのかという動機を突き詰めれば、故意性は明らかです。また、はん、隠蔽により犯人が野放し、野放しにされてしまうわけですから行為と結果の両面から当然に脅迫の効果を生じます。ええ、それから、公務員職権濫用罪、ええ、これは要件事実はさ、今述べたのと共通です。それから、犯人蔵匿等の罪、これも、ええ、要件事実は共通です。あとこれを告訴状として群馬県警本部長に出しておりますが、こちらも全く、ええ、無視しておりますんで、こちらにも三罪が成立しております。ええ、損害状況について、告訴人の、ええ、精神的法益侵害は極めて多大です。真っ先に人権被害者救済に取り組むべき最右翼の機関が見殺しにしたことで、告訴人の絶望感や孤立感は当然、深まりました。またいつ何時、叔母の殺害の真犯人やハンターに殺されるかもしれないという絶べ、絶望感は続きました。不法行為と損害の因果関係、これらの不法行為の発覚による摘発を逃れ、野放しにされた発砲グループが増長して脅迫行為をエスカレートされました、エスカレートさせました。法務省人権ようぎょ、擁護局のパンフレット「人権の擁護」36頁より抜粋しますと、人権侵犯事件の調査処遇人権が侵、人権が侵害された疑いの有る事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申し出があれば、速やかに救済手続を開始します。また、ええ、新聞・雑誌等から人権侵犯の疑いの有る事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。救済手続の中で、人権、人権侵害の有無を確認するための調査を行ないます。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行なうようないわゆる強制捜査ではありません。調査の結果、事案に応じて、ええ、うんぬんと書いて有ります。それから、ええ、別の、ええ、人権侵犯事件調査処理規程より抜粋 第14条(5) 刑事訴訟法の規定により、文書で、告発すること、という方法が明記されております。これを求めて私は、ええ、届出をしたわけです。ええ、それが昨年のこちらの対応の違法性だと感じてはおりますが、ええ、こちらに届出以後続々と、ええ、他の事件が発生しておりまして、こちらに昨年、相談した時点では2件だったのに、ですが、現在8件になっております。で、これはまだ作っていないものも3件ありますんで、全部で11件いま、告訴状予定のものが有るということです。

(原田) 告訴はうちのほうにはできないので、告訴できるところに出していただいたほうがいいと思います。

(私) 告訴をしているつもりはありません。告訴状が一番纏まってるんで、説明資料としてご提示申し上げてるだけです。

(原田) うちのほうは、人権侵犯事件にしたとしても、その、うちのほうで調書作って出すので、その、うちの方の形式の中で必要な物だけが欲しいんですよね？ 事が欲しいんです。だ、イマイさんが、どういうふうに思ったかっていうふうなのを必要としているんではないんですよ？ 事実として、いつ、どこで、何が起こったか？っていうのが必要なんです？

(私) はい、それも書かれていますね？

(原田) それで、それだけが欲しいんです。

(私) それだけじゃわかんないから全部出してるんですよ？

(原田) それ、うちのほうで判断するんです。うちで判断するんです。事実から

(私) 勝手に判断されちゃ困るんです? 客観的な判断していただかないと困ります。

(原田) や、イマイさんの判断が、うちのほうの判断と違うことも有るんですね?

(私) あ? ご説明しますと、各告訴状の末尾に事実経過の欄が設けられています。ここに、何が起ったかは書かれてます。簡潔明瞭に。

(原田) で、必要な物としては、項目としてはこれなんです。で、この内容だけが欲しいんです。

(私) それは貴方が纏めてください。

(原田) いえ、だって、解らないですもの。

(私) そんなものに書き切れるようなものじゃないでしょ?

(原田) いや、これだけが必要なんです。そんな

(私) そんな形式面がどうのこうのじゃないですか? これが、あの、現在の、主要な、あの、被害です。

(原田) だ、これはイマイさんが思う形式ですよね? で、法律的とか規定的なものはね

(私) 当たり前じゃないですか? 私は被害者本人ですよ、本人が思わなくてどうすんの?

(原田) うちのほうで

(私) なに、わけのわかんない表現を使ってるんですか? 思ってるんじゃなくて事実を確認してください、じゃ、客観的事実として確定させてください。

(原田) それじゃなくて、だから、こういう項目だけのことを必要としてるんです。思っているとか、そう感じたってゆうことでは、うちのほうでは調書書けないので、事実をお願いしたいんですけど? 具体的に、どこの誰から、いつ、何をされて、で、それで何が起ったか、そん中に人権侵犯になるような、人権侵犯の事実が有るようであれば、うちのほうは調査しますし、で、さきほど言ったように、そういったことの起った事実の時が一年より前なのであれば、うちのほうの人権侵犯としては取り上げられないので、

(私) ですから、先ほど申し上げたように、全部、現在進行形です。

(原田) 起ったのはいつですか?

(私) 起ったのは色々です。

(原田) いつからいつまで、その、継続しているっていうのが、判らないですよね? その時に

(私) いや、経緯を、経緯を見ればわかります。最新状態、昨年10月時点で全部、継続事件が発生しています。

(原田) だ、私は何回も同じことを申し上げてるんですけど、それを、それじゃない、それじゃない、それじゃない、っていうふうに、イマイさんのほうで言つてると、それが全部継続になってしまったら、もう果てしなく続いてしまうの、おかしいですよね?

(私) 全然おかしくないよ?

(原田) ★ で、向うのほうでは完結してるっていうふうに、私のほうではもう完結してるんです、さっきの件も。この前、その1月とかっていう去年の事件のへんは

(私) いや、完結してる根拠を示してください。

(原田)★ で、うちの、人権侵犯事実が無いから、うちのほうでは何もできませんというの。

(私) なぜ、無いって言ってるん?

(原田)★ 侵犯事実が無いから。

(私) いや、書いて有ることをなぜ無視するん?

(原田) 書いて有ることは、イマイさんの、その、評価なので、うちのほうで

(私) 評価じゃなくて事実を書いて有りますよ?

(原田) だ、被害は具体的には何ですか? この前、一月の

(私) 被害は今、読み上げましたよね? せいし、精神的法益侵害です。

(原田) そん時は1月の時には書いて無かったし、それは、具体的には、だから

(私) 書いて無いことはないですよ?

(原田) うちのほうで、うちのほうで、できることはこういう

(私) 全部読み上げましょうか?

(原田) だからそれで、うちのほうに、何をして欲しいっていうことですか? だって、精神的被害

(私) 解ろうとしてますか? これだけの量をこんな一枚に纏め切れるはずがないでしょ?

(原田)★ だ、それは、うちのほうでは、処理できないです。うちのほうでできることの範囲を超えてます。 だ、捜査機関なり、その、裁判所なりで判断していただく案件になると
思います。

(私) いや、そちらはもちろん当りますよ、ですけども、人権侵犯被害をし、申告したら、
いけないんですか?

(原田) や、できる範囲が有りますよ?

(私) それが人権侵害だと言ってるんですよ? 人権相談所による人権侵害だと言つてますが?

(原田)★ 人権侵犯っていうのは、ものすごく範囲が広いです。で、うちのほうで扱ってるそ、奴は、その中の一部分です。うちで解決できる問題っていうのが、人権侵害の全てではないですよね? で、法務省で扱っている人権擁護機関としての、できることの範囲は決まってるんですよね? で、これだけのもの、出されたものを全部うちのほうで処理できるか? ったら、処理できないです。

(私) いや、見る前にどうして、できないって言い切っちゃうの? それが貴方のおかしいところですよ?

(原田) じゃ去年の時点でも

(私) 何もまだ見てないですね?、聞いてないですね?

(原田) だ、去年1月のことも言つてますよね?、で、それ以後の事だ、新しい事だつていふうにおっしゃるんですけど、去年のことからそういう風におっしゃるんであれば同じ事だなっていうふうに思いますね?

(私) だから去年、ご相談したのは二つなんですが、それぞれについて新しい事実が追加なってます。すなわち、継続されて、きょ、脅迫行為が続いているということなんですよ?

(原田) だ、具体的に言って、去年の奴が継続してるっても、その去年の時点で、具体的に

どこの誰がっていうのが、何にも解らなかつたですよね?

(私) いや、そりや、解ろうとしないからでしょ? 書いて有りますよ?

(原田) 書いて無いですよ?

(私) それを問題にしますか? いいですよ、それで。その内容も全部持ってきてますから、説明しますよ? 必要であれば。

(原田) だから、どこの誰に、いつ、やられたのか? っていうのが、私達は、判らないと調査のしようがないっていうふうにずっと言ってると思うんですよ?

(私) だからそれは読めばわかるでしょ? 書いて有ります。

(原田) 判らなかつたです。

(私) そのさあ、デタラメを言い切る癖は止めてくれませんか? 言い切るのはよくないですね、見る前から。ええ、これが去年、ええ、イシザカさんに出した資料でございますが、

(原田) で、あと一つ、ちょっとあの、

(私) 解らないとは? ええ、2月3日に、ええ、これ二年前、三年前か、二年前か、三年前、ええ、二年、ま、ちょっと前ですが、そういう文書を全部出してるのに、ことごとく無視されてるということが書いて有るんですよ?

(原田) じゃ、これは誰なんですか? 具体的に。

(私) 誰って? 沼田署って書いて有る?

(原田) ★ これじゃ、調べに行けないんです。

(私) なぜ? なぜ?

(原田) 私達は、その長じやなくて、具体的に誰々が何々を言ったっていうことが人権侵犯であれば、警察署の誰々っていうとこに行けるんですよ?

(私) 警察は名前を言わないんですよ、しょうがないじゃないですか?

(原田) ★ だ、それでは、うちのほうは調査できないです。警察署っていうのを相手にするんじゃないんです。具体的に誰々っていうのが何か

(私) や、調査できないじゃない、調査しなきや。この時対応したかたをお願いします、って言って、答えないんであれば、それは警察の不作為として事実が確定しますよね?

(原田) それは、イマイさんのほうで

(私) それが調査というものです。

(原田) ★ 違います、イマイさんが具体的に誰から言われたっていうのが解らないと、うちのほうは調査できないっていうことになります。

(私) や、解らないって、相手が言おうとしないんだから、解かないじゃないですか? 捜査機関なんだから。それを調査しないの?

(原田) それは

(私) 隠蔽ですね?

(原田) それを対応が悪いっていうんであれば、警察の中の

(私) 対応が悪いとかじやなくて、意図的な、故意による隠蔽です。警察は職責上、名前を明かさないことも可能ですから、

(原田) ★★ だ、そういうことは、うちでは解らないです。

(私) 解るでしょ？ 一般常識として。

(原田)★ 解らないですよ？ 解らないです。

(私) なぜ、問い合わせしないんですか？

(原田)★ なぜそういうのが解るっていうふうに思うんですか？ うちのほうでは、別の機関だから、そういうこと細かいことは解らないです。

(私) いやいや、調べようとして下さい？ 作為義務が明記されてますでしょ？ さっき、読み上げたように。

(原田)★ これは、うちのほうで調べる案件ではないです。

(私) (苦笑)なぜ、なぜ、そう言い切ってしまうんですか？

(原田)★ 解らないからです。

(私) 何が解らないんですか？

(原田)★ だから、具体的に、何が、どう、誰から起った、誰が、っていうのは、イマイさんから言ってもらわないと解らない話なんで、うちで、誰がイマイさんにこういうこと、誰か言ったんですか？って聞きに行くってゆうことではないです。 協力を求める相手方は、イマイさんから私達のほうに言ってもらわないと困るんです。

(私) や、困るじゃなくて、沼田署だってことが確定してるんですよ？ 沼田署なんです。

(原田)★ そんなに一杯の相手方っていうのを、いちいち調べに行くったら、そういう、時間も何もあれです。

(私) 行くんじゃなくて書面で一度に聞いたって構わないでしょ？

(原田) それに何年何月

(私) 法律何条に基いてお訊ねしますが

(原田)★ うちはそんな権限、無いです。

(私) いや、権限とかじゃなくて、明記されてますでしょ？ 作為義務が。先ほど申し上げたように？

(原田) どの作為義務ですか？

(私) 聞いてましたか？ 人権の擁護 36 頁の、ええと、調査・救済 人権侵犯事実の

(原田) え、調査・救済？ 人権侵犯事件になればってゆう話ですね、で、侵犯事件になる前の話ですよね？ 今の状態、調べに行けってゆうのは

(私) だから、なるかどうかを判断してください、と申し上げてるんですよ？

(原田) それは、このできあがったものが、具体的に誰にだ、何をされたか？ っていうのが

(私) だから、これ、これを、これに書けるような簡単な案件じゃないでしょ？ 貴方は詭弁でごまかそうとします。

(原田)★ じゃ、うちじやもう、む、できません。

(私) なぜ、何を根拠にできないって言ってるん？

(原田)★ だ、これの、これの範囲です

(私) 何を根拠に、法的根拠を示せ。

(原田) じゃ何で、できるって言うんですか？

(私) だから作為義務を、さっき説明したでしょ?

(原田) ★ や、侵犯事実が無いもの。

(私) 堂々巡りじゃないですか?

(原田) だから、うちでできることを誤解してるんです、イマイさんは。

(私) だから誤解であれば、法律、法的根拠を示してください。

(原田) しかも、うちでできる救済措置って

(私) や、できるできないがどこに書いて有るんですか? 貴方の詭弁はうつとうしいです。

(原田) じゃ、その規定を見てください、もう一回。調査処理規定とか、その細則を見てください。

(私) はい、

(原田) だ、それを見ていただければ、その範囲でしかできないです。

(私) はい、全部コピー取って来てあります、ど、どこに書いて有るんですか? 何が書いて有るんですか? はいこれが調査処理規定ですね?

(原田) うちでできることは、だから、こういう勧告だったり、こういうことができるっていうのが書いて有りますけど、そこに、こういう援助とかこういうことができるんですよ。で、イマイさんは、具体的にはどれをして欲しいんですか? 相手方に。

(私) それは私が指示しなきゃいけないんですか? 貴方の判断、職権で判断すべきことでしょ?

(原田) いや、相手方に対して注意してほしいとか、相手方との話合いを仲介してほしいとか、そういうのを、申告している人に

(私) だから、さっき読み上げたように(5)の告発です、それは、告発。

(原田) ★★ どこにですか?

(私) 刑事訴訟法の規定に基く告発。

(原田) 犯罪になってるってゆうのを告発するんですか?

(私) はい、そういう方法が取れますよね? 犯罪であることを認識してください。犯罪だから告訴状なんてるんです? 解りますか?

(原田) ★ や、それは、犯罪になっていれば、うちじゃ、は、うちじゃ何もできません。

(私) いやいや、捜査機関には当然働きかけますが、人権侵犯被害の救済を求めておかしいんですか? 二重にやっておかしいという規定がどこか有り、有るんですか?

(原田) や、裁判するんだったら

(私) 当然、将来的にはね、慰謝料請求とか、そういう問題に発展するわけですよ? その可能性としてここに届けてるんです。解りますか?

(原田) ★ いや、裁判になるんだったら、うちのほうでは全然、あの、こういう手続きできません。

(私) だから、無茶なことを言わないで下さい? 係属が発生すれば断る理由になりますよ。係属がいつ発生するかなんて保証は無いんです。だから

(原田) 係属が発生する?

(私) 訴訟係属、言葉の意味解りますか?

(原田)★ だから、裁判関係になるんであれば、うちは全然、そちらのほうに任せるので、できないです。

(私) 開始してなきや、そう言えないでしょ？ いつ開始するかなんて保証は無いんですよ？

(原田) そちらの手続きをやるんであれば、そちらの手続きをやっていただければいいわけですよね？

(私) だから、こちらに求めて何がおかしいんですか？ その根拠を示してください。二重にやって何がおかしいんですか？ あの、二重三重で。

(原田)★ だから、二重にやるんだっら裁判所の判断のほうが優先されるから、うちのほうでは判断できない話ですよ？

(私) ああ、今の録音されますよ？ そんな規定がどこに有るんですか？

(原田) 有ります。

(私) 裁判所が動くという保証がどこに有るんですか？ 保証取って下さい、そういうこと言うんだったら。

(原田) 裁判所に係属している時ですね。

(私) だから、係属してないじゃん？ 係属しているというのは、解ります？ 受理された時ですよ？

(原田)★ でも、そういうふうな予定が有るんですよね？

(私) 予定？ 予定は無いです、じゃ、無いです。そんな、決めてるわけじゃないんで、なぜ、それを根拠にするんですか？ まだ全然、確定していないことなんですよ？

(原田)★ だ、裁判所に、告訴とかっていう形の物を作っているっていうことは、それを予定しているってゆうふうに思われても、うちのほうでは判断しますよね？ そういうふうに言えば。

(私) だから、そういう機関が、一切不作為を起こしてるのが被害だと最初から言ってますよね？

(原田) だから、不作為が

(私) 全く保障が無いわけなんです。受理される保障が全く無いんですよ？

(原田) だ、受理するかしないかっていうのは、その機関の権限として判断

(私) 権限？ 権限なんか無いですよ？ 行政機関なんですから、受理しない裁量なんか無いんですよ？ 元々。

(原田) 受理しない裁量が有るってゆうのは、何かに書いて有るんですか？

(私) 書いて無くってもそんなん常識です。捜査機関に受理しない裁量なんか無いです。

(原田)★ で、こちらのほうでも、侵犯被害が生じてない場合には、うちのほうでも侵犯事件として調査しなくていいっていうのがあるので。

(私) はい？ もう一度言ってください。

(原田) 一年のもそうですが、ええと、被害が生じておらずってゆうことが明らかであるってゆう時には、侵犯事件にはならないんです。だから、被害が何かってゆうのが、

(私) だから、被害を認めてください。調査してないのにどうして被害無い事が明らかなの？

(原田)★ だ、行った時に、最初っから被害が解らないんであれば、もう人権侵犯事件とし

て調べられないです。

(私) 解らないじゃなくて、これ読めば解りますから受理してくださいいつってるんです?
こんなもの一枚に纏め切れる話じゃないでしょ。見れば解るでしょ?

(原田)★ そこまでするのであれば、裁判所とか警察の話で、うちのほうでできる話ではないです。

(私) 二重三重に進めて何がおかしいんですか? それが人権侵、人権侵犯だと言ってるんですよ?
人権相談所による人権侵犯だと言ってるんですが?

(原田) だから、うちのほうでできることは

(私) 拒否する根拠がどこに有るんですか?

(原田)★ だ、被害が解らないです。

(私) 読めば解ります、と言ってますでしょ? じゃ、これ書いたらいいんですね?

(原田)★ いや、この中の項目の案件が何かっていうのが、全く私には解らないので、

(私) 解ろうとしなきや解らない、それを不作為と言うんです?

(原田) 解ろうとしなければ?

(私) 真性不作為と言うんですよ?

(原田) だ、事実は、別に解ろうとか解らないとかっていうことであれば、とは違いますよね?

(私) もう、日本語が全然解らない、貴方の日本語は、詭弁だらけで。で、受付けていただけるんですか?、いただけないんでしょうか?

(原田)★ 今のところ、調査、あの、被害が解らないので、うちのほうでは。

(私) 解らないじゃなくて、解ろうとしないんでしょ? それは門前払いの受付拒否ですよ。それでいいんですか?

(原田) 今日は相談ってことで来たんですよね?、イマイさんは。

(私) 相談と被害の訴えとどこが違うんですか? 被害の訴えです。

(原田)★ だ、被害は何を、何の被害を受けたのか?、っていうのは、いつ、どこで、何とか、何を受けたのか?っていうのを、教えて下さいって私は具体的に言ってますね? さっきみたいな、沼田署の、いつの、沼田署に言ったのっていうのでは困るんです。具体的に調査に行く時に、誰だっていう相手方が判る相手じゃないと困るんです。

(私) 判る相手もたくさん書いて有りますよ? 事実経過欄を読んでください。例えば、沼田署ね、名前はたくさん出てます。10人ぐらい出てますよ?

(原田) で、その起ったその日に何かされたっていうことで被害が有るっていうのであれば、その日がいまから一年以内だってっていうことで侵犯、受けられると思うんですね?

(私) なに、刑事課のカワダ係長だの、警備課の誰、誰それだの、名前みんな書いて有りますよ? ヤナオカだのクロイワだの、みんな名前、個別名詞書いて有ります。やったことも書いて有ります。これで何が不足なんですか?

(原田) だ、不作為っていうのを判断するのは、それが違法性が有るか無いかっていうのを

(私) だから、違法性ももちろん書いて有りますよ? 読めば解るように。罪状が書いて有ります、具体的な。

(原田) 罪状が書いて有るって、だ、侵犯として被害は、じゃ、被害は何ですか? その人からされた、被害は何ですか? その刑事課の誰々が、何をやったから、イマイさんにどういう被害が出たのか? っていうのを解んないと、うちのほうは調査しようが無いんです?

(私) 被害は基本的には平等権と生存権の侵害ですね、それも書いて有りますけど? 読めば。はっきり書いて有りますけど?

(原田)★ それは、イマイさんの評価です。

(私) (苦笑)だから、評価だから、確定させてください、調査によって。

(原田) だから、評価じゃ、評価を

(私) あの、被害の訴えってゆうのは、すべからく全部、本人の評価ですよね?

(原田) いえ、違います、事実です、事実がそれで、うちのほうで、その相手方のところに、イマイさんがこういうことを

(私) いや、違いますじゃなくて、あの、戻りますよ。全部、訴えってのは個人の主觀ですよね?

(原田) うつた、事実

(私) それを事実として確定させるのが、そちらの役割じゃないですか?

(原田) 違います、

(私) それが調査という作業ですよね?、ステップですよね?

(原田) 違う違う、事実です、事実は何が有って、それが本当に有ったことかどうかってゆうのを確定させていくっていう仕事です。

(私) うん、だから確定させてください、書いて有るんだから。

(原田) 事実は何ですか?、事実は。

(私) だから、読めば解るでしょう、じゃ、一つ一つ読みましょうか?

(原田) 違います。基本的人権の侵害とかってゆうのは評価です。何が起ったことによって、基本的人権の侵害だっていうふうに言うのか、っていう事実を教えてくださいって言ってんです?

(私) だから読みますよ、だから。告訴状読みますね。どれからいきましょうかねえ、一番簡単なのから行きましょうかねえ。

(原田)★ で、不作為は、不作為が起ったことによって直ちに違法性が有るとか無いとかって判断は、うちではできないです。

(私) どこが、うちではできないって言うけども、人権侵犯事実の調査をして事実を確認してくださいと言ってるんです? それおかしいですか?、それおかしいですか?、最初に戻りますけども。

(原田)★ その判断は、警察のほうにも判断できる規定とか法律が有るはずなんです。で、行政処分をした、その根拠がその、警察は警察に有ると思うんですよね? その処分に対して、うちのほうが人権侵犯事件だとかっていう判断はできないんで。

(私) しなくていいという規定がどこに有るんですか? だから、警察の組織的隠蔽だと言ってる? 警察だけじゃない、読んでもらえればわかるように。

(原田)★★ 組織的のところには、うちは、あの、踏み込めないですよね?

(私) なぜですか? なぜ、そう言い切れるんですか?

(原田) 具体的に

(私) どうしてそういうところで言い切ってしまうんですか? 貴方は、非常に犯罪性が高いですね?

(原田) 何の犯罪ですか?

(私) 隠蔽です。

(原田) 何のですか?

(私) 何の? だから犯罪事実の隠蔽ですよね?

(原田)★ だ、犯罪事実かどうかを判断するのは、うちではないです。

(私) や、人権侵犯でしょ? 犯罪ってのは同時に人権侵犯、人権侵害なんですよ、解りますよね?

(原田)★ や、犯罪かどうかってゆうのを判断するのは、裁判所だったり、検察だったりってゆうわけですよね? うちでそんな裁けるわけはないですよね?

(私) 裁けとは言ってないよ? 調査しろって言ってるん、調査することんなってますよね?

(原田) 侵犯事件なら、です。

(私) はい、侵ペ、侵犯事件です、侵犯事件です。

(原田)★ 侵犯事実が無い、事件ではないです、今んところ。

(私) だから、どうしてそう言えるん?

(原田)★ 事実が無いからです。

(私) 調べてないのに?

(原田) 被害事実がだって、全然、こちらのほうで、私、具体的に被害事実が有るっていうふうに受け取れられないです。

(私) お時間よろしいですか? 何日かかるかわかりませんよ?

(原田) あともう一つ、ちょっとイマイさんのほうが誤解されていることが有るので、ちょっとこれだけは言っておこうと思ったことが有るんですけど?

(私) はい、どうぞ、

(原田) あの、イシザカ先生は、あの、人権擁護委員として任命されているわけではないです。委嘱されてるんです。

(私) だからどうしたの?

(原田) 委嘱と任命とは違うんです。

(私) そらそうでしょうね、だから?

(原田) だから任命責任という言葉はおかしいんです。

(私) (苦笑) じゃ、委嘱責任。

(原田) 委嘱ってゆうのは、お願いしてるんです。

(私) はい、だから?

(原田) みなみ町から、人権擁護委員として、仕事を、この時だけ、して下さいっていう、お願いをしてるんです。

(私) はい、それがどうしたの?

(原田) だから任命責任が有るとか無いとかって、逆にだから、イマイさんが、逆に、イシザカ先生にお願いしてのと同じ事なんです。議会通ってイシザカ先生には人権擁護委員として、なってるので。だから任命責任とかそういう追求される相手方ではないし、こういう時に呼んで来いっていう相手方ではないです。

(私) 人権擁護委員法に明記されている作為義務が有るでしょ？ それを持っているから行政機関だと言っているわけです？

(原田) それは、人権擁護委員として働いている時です。人権擁護委員としてずっと

(私) 働く働かないは本人の任意じゃないんですよ？ しんけん、人権侵犯事実が有ったら、必ずそのような作為義務を果たさなきやいけない、だから作為義務と言うんです？

(原田) だ、作為義務だって、人権擁護委員さんはボランティアなんです。ずっとあの

(私) やんなくていいんだったら、そもそも無いのと一緒でしょう？ 無いのと一緒ですか？ 機関として、無いんですか？ 人権擁護委員という機関は。

(原田) 機関？ 人権擁護委員さんは、こういう人権相談の時が有るっていうふうな時には、人権擁護委員として働いてくださいというふうな、お願いをして行って貰ってるんです？

(私) はい？

(原田) で、イマイさんの言うように

(私) じゃ、お願いして働くとなかったら、その不作為は誰に、対して追求したらいいですか？

(原田) ん？、お願いをして働くかない

(私) 被害の届出をしたのに、それを無視して逃げ回るような人権擁護委員の不作為、その責任は誰に対して追及したらいいですか？

(原田) その時の人権相談の時間は、人権擁護委員として働いているかもしれないんですけど、その後の別の時間で、人権擁護委員が云々かんぬんて責められる筋合いは無いです。

(私) 人権擁護委員として、何一つ働いてないですよ？

(原田) 相談受けてましたよね？

(私) 受けただけで聞き流してる、何もしてないんだから、何もしてないですよ？

(原田) 人権相談を受けるのも人権相、人権擁護委員さんのお仕事なんです。で、その時間だけ人権擁護委員の使命を果たしていただいてます。

(私) だから、受けたら受けっぱなしでいいわけないでしょ？

(原田) だ、私のところに、その人権相談の案件、イマイさんの奴、あの、来てますよね？

(私) ええ、

(原田) 人権擁護委員の先生はあくまでもその窓口なんですよね？

(私) はい、そうですよ、だから？

(原田) で、その中で、あの、それを解決する為に人権擁護委員呼んで来いとかって、そういう形の、あの、ことの、対象の

(私) 呼んで来いじゃなくて、調査をしてくれと言っていただけですよ？ ずっとそう言ってますよ？

(原田) 別にイシザカ先生がやんなくても

(私) 届出事実の調査をしてください、事実を確認してくださいと、こちらに対して言っているのと同じ事を言っているだけですけども?

(原田) それは、イマイさんのはうから言える話ではないんです。

(私) はい? はい? もう一度おっしゃってください。

(原田) イマイさんのはうから人権擁護委員に対して言えることではないん。委嘱なんで。お願いしているので。

(私) ああ、貴方、時間の無駄だ、そういう馬鹿げなこと言ってるんじや。じゃ、明記されている作為義務をどうして怠るんです? 人権擁護委員法に、ちゃんと明記されている。

(原田) や、人権擁護委員として働いている時は

(私) どうして働くなんですか?

(原田) だから、今は人

(私) じゃ、何でなってるんですか?

(原田) 人権擁護委員としてなってくださいと、みなかみ町さんのほうからお願いしているんですよ?

(私) だからどうしたんですか? 貴方、子供じゃないんだからさあ、あの、もうちょっと、まともな答えしてもらえませんか? 子供を相手にしているつもりは無いんです、私。

(原田) だから、イマイさんが言ったら必ず人権擁護委員として対応しなければいけないってゆう職種の人ではないんです。

(私) (苦笑)だから、作為義務が有りますよね? 人権擁護委員会法を読み上げますか?

(原田) だから常設で、人権相談を受けているのは法務局なんですよ、で、そこに人権擁護委員の先生として来ていらっしゃれば、それで、その時に、人権相談を受けますけども、イマイさんが突然、イシザカ先生のところへ押しかけてって、人権相談しろっていうのは

(私) 押しかけてないですよ、去年1月31日に届出しますよね? それが丸一年経って、何も進展しないのはどういう理由なんですか?

(原田) 私が回答します。

(私) 何を?

(原田) 侵犯事実が無いから、うちでは何もできませんっていうご回答を、電話でも、ここで来て、お話をもう何回もしますよね?

(私) だから、人権侵犯事実が無いというはどうやって確認されたんですか?

(原田)★ だ、そもそも被害が判らないから、侵犯事実が無いですよね。被害が無いです。

(私) それは出されてる書面に書いてあるでしょ? いくつも。

(原田)★ だ、書面の中で、被害が無いってゆう判断をしたんです。

(私) 判断をしたんじやなくて、実際に調査されたんですか? その根拠となるような。

(原田) や、書面から、もう判ったんですよ。だ、だ、侵犯事実が無い

(私) 書面から判る? あ、そうですか? 慎意、故意にしなかったということですね? 調査をね、はい、結構ですよ、隠蔽ということですね? それ、言葉を変えれば、隠蔽ということですか? ええと、例えばですね、去年の4月にこんなことが有りました。ええ、沼田郵便局の、サイトウはいた、郵便配達員が、ええ、4月5日8時頃、ええ、私が玄関先

の縁端で居眠りをしていたところに、ええ、職務を装って、ええ、忍び込み、ええ、これは職務上の通常の声掛けを故意にせず、枕元に、寝ている告訴人の枕元に、ゆうパックを置き去りました。これは、配達証の受取サインが偽造されていることから見て、故意に職務上の声掛けをせずに無断で入ったものであり、正当な理由の無い住居侵入です。私文書偽造、ええ、同じ行為で、ええ、サイトウは配達証に告訴人の筆跡を真似て勝手に告訴人の名前で受取サインを書き込み、ええ、通常通り配達が完了したように装いました。これは、ええ、外形的公信力を利用したものであり、事実証明に関する文書を行使したと言えます。 ですから私文書偽造、偽造等が成り立ちます。 脅迫の罪、サイトウは同じ行為によって、ええ、これは告訴状Ⅰに記載した通り、2009.2.20のさいたま市での告訴人の叔母、太田まり子の変死の真相が殺害であり、当時の東村山郵便局配達員が年賀状の内容を漏洩させたことにより、ひきお、引き起こされた疑いが強く、サイトウ配達員のこれら一連の行動は、叔母の件の組織的隠蔽を目的とした無言の脅迫行為と思われます。 次、沼田郵便局 オオフジ副部長に対し、ええ、犯人蔵匿等の罪、これなぜかというと、ええ、翌4月6日18時頃の電話において、オオフジは私が「これから行われる現場検証に必要なので配達証の現物を今すぐ持参してほしい」と要求されたのに「一旦回収されたものは本局から絶対に外には持ち出せない決まりになっている」ということでこれを拒否しました、拒絶しました。 しかし後で調べたところ、ええ、理由が無いのに、ええ、法的根拠が答えられないと言いました。これはきろ、録音が残っております。 これはあの、状況から考えて、隠蔽、サイトウ配達員の蔵匿と受取サインの偽造の為の時間稼ぎと思われます。 嘘であることは明らかですね。ということで、ええ、副部長が犯人蔵匿の罪なんなってます。 で、群馬県警本部長、群馬県警も、沼田署も、告訴状としてこれを出しているのに、を無視しておりますから、ええ、お決まりの三罪が成立しております。

という状態で、あの、明確な犯罪行為がおこな、行われておりまして、これがどういう人権侵害になるかというと、まあ、生存権の侵害でしょうね、やっぱりね。

(原田)★ 被害は何ですか？ ゆうパックが偽造されたってことによって、何が被害が出たんですか？

(私) いや、精神的被害ですよね、脅迫だって言ってますよね？ 脅迫ってのはすべからく、あの、精神的被害なんですよ、お解りりますか？

(原田)★ いえ、ゆうパックが、と、イマイさん宛のものが届いてるんですよね？ それで

(私) 勝手に届いてるんですよ？ いつの、いつの間にか知らぬ間に。

(原田)★★ でも、イマイさん宛のものがイマイさんの所に届いて、何か被害の事実が何か出たんですか？

(私) だから精神的な被害、気味悪いでしょう？ そんなことされれば、何か特別な意図が有ってやってることは間違いないですよね？

(原田)★ いや、それは解らないです。

(私) 解るでしょう？

(原田)★ 解らないです。

(私) それ、解るでしょう？ 当たり前に。

(原田)★ 解りません。

(私) それが解らない?

(原田)★ はい。

(私) 異常ですね。狂っていますね?

(原田) そう思われる、評価をされるんであれば。

(私) いや、思われるんじゃなくて、当たり前にそう思わなきやいけないから。

(原田) いや、

(私) いけないでしょ?

(原田) いけないじゃないです、

(私) 何の為に声掛けせずに忍び込むんですか? 配達員が。おっしゃってください。何の為にそんなことするんですか?

(原田)★ 声掛けをしないといけないというふうになってるんですか? 当たり前で?

(私) 当たり前でしょ? 受取サインが必要なんですよ? 声掛けせずにどうやって貰えるんですか?

(原田) だから、それで、でも

(私) 起こさずにどうやって受取サインが取れるんですか? 言ってください。

(原田)★★ でも、届いたんですよね?

(私) 貰っていないです、私は。受け取ってないです、受け取ってないのに在るんです? だから犯罪だと言ってるんです。解ろうとしてますか?

(原田)★★ だ、イマイさん宛ではないんですか? イマイさん宛ではないものが届いたってことなんですか?

(私) 知らない間に届いたんです。

(原田)★★ でも、イマイさん宛のものなんですよね?

(私) だからどうしたの? 知らない間に届いたんですよ? 知らない間に届いたんです、だから犯罪だと言ってるんです。違いますか?

(原田)★★ 全く解りません。

(私) どうして解りませんですか? わからうとしないだけでしょ?

(原田)★★ や、侵犯事実として、何が人権侵害に当るのかが、具体的な事実が私には全く解りません。

(私) だからそれは書いて有りますよ? いちいち告訴状に、書いて有ります、それを読んでくださいと言ってるんですが? 今のは、じん、あのう、少なくとも生存権の侵害ですね? 身の危険を、あの、脅迫によって、生命の、に対する害意を示されてるわけですから。

(原田) 脅迫っていうのは、何かその人が発言をしたことが、脅迫に当るとかってゆうことになるわけなんですか?

(私) 発言は必要ないですよね? 脅迫というのは、判例として幅広い範囲、あの、あ、範囲を持ってまして、別に言葉は必要ありません。事実経過全体の態様で判断されます。

(原田)★★ それは、うちでは判断できないですね。

(私) 判断できないじゃなくて、普通にそうなんですよ、判例として固まっているものを判

断できないじやなくて

(原田) じや、判例として固まっているものは

(私) 常識として受け止めてください。

(原田)★ それは裁判所のほうでやっていただくことだと思うんですよね？ 判例で積み重なっているものを

(私) 何度も言いますように、はん、裁判所がやる前に、人権侵犯でしょ？ 人権侵犯だから、こちらにお願いしてますですが？ 人権侵犯ですよね？

(原田)★★ や、人権侵犯だよっていうふうにおっしゃっても、被害として何が有ったのかが、私には解らないです。今おっしゃっている中で。だって、イマイさん宛のものイマイさんに届いて、

(私) 生存権の侵害でしょ、違いますか？

(原田)★ 解らないです。

(私) 何度も言っているように、何が解らないん？

(原田) イマイさんのところに

(私) どこが解らないの？

(原田) ★★ イマイさん宛の物がイマイさんに届いて

(私) どこが解らないの？

(原田)★ 全て、解らないです、被害が。

(私) 私宛のものが、勝手に届いたら、それは被害でしょ？

(原田)★★ 勝手にってゆうのは、勝手にってゆうのは、イマイさんの評価です。だから、事実が知りたいんです。

(私) だから、事実は偽造されてます、受取サインが。そのことから推測すれば、当然、黙って入ってるでしょ？

(原田)★ だ、推測ですよね？

(私) だから確定させてください。

(原田)★★ それはうちのほうではないです、調査するのは。

(私) いや、推測ですよ、もちろん。貴方の判断はすべからく推測です。

(原田) イマイさん

(私) 全て下す判断は推測ですよ、だから？

(原田) 今言ったことの内容でいけば

(私) だから、蓋然性として当然、けいせ、経験則上、判断しなきやいけら、クロと判断しなきやいけないケースはいくらも有るでしょう？ 全部推測だって言ったら、一つも認めなってことになりますよね？

(原田)★ や、蓋然性が高いっていうのを判断するには、それなりの蓋然性がわかるものが積み重なっていがないと解らないですよね？

(私) や、解る、解かないって、経験則として、当然、認めるべきでしょ？

(原田) で、イマイさんの

(私) じや、何の為に、黙って忍び込むんですか？ 言い逃れしないでください。

(原田)★★ だ、届いてるんですよね?

(私) だから?

(原田)★★ 届けば、だって、郵便でゆうのはそもそも

(私) 勝手に届いてるんですよ?

(原田)★★ だ、イマイさんのですよね?

(私) 空飛んで来たのか、歩いてきたのか知らないけど、郵便が勝手に届いてるんです。

(原田)★ でも、ゆうパックだから、たまたまそれは、あの、サインが必要なのかもしれないんですけど、普通はポストに勝手に入りますよね? 郵便物って。

(私) だから ゆうパックなんです、問題にしてるのは、ゆうパックなの。何をごまかそうとしてるか知らないけど、ゆうパックなんですよ? これは。

(原田)★★ いや、勝手に、でも、勝手に届いたことで、何が不都合で、どういう被害が出たんですか?

(私) だから、読み上げましたでしょ? 読み上げましたでしょ? 勝手に届いたってことは勝手に入ったってことなんですよ? だからそれが住居侵入であり脅迫だと何度も言ってますでしょ?

(原田)★ ポストとか、そこの場所に届けるのに、郵便局が、入らないで届けられないですよね? そもそもそれを、そこに持ってくるには、イマイさんの家に

(私) や、黙って入ったら届けたことなんらないでしょ? なるんですか?

(原田) 不在

(私) なるんですか?

(原田)★ は、勝手にまず、居るか居ないか解らないから、その時点で、許可は取れないですよね? 郵便局は。

(私) 行政上の抗告として貴方の上司に、上司に代ってもらうよう求めます。抗告として上司に代ってください。

(原田) 抗告として?

(私) はい、貴方じゃ話なんない、隠蔽が甚だしいんで、解ってますよね?

(原田) 解ないです、何も。

(私) 今ご説明した事実だけで、もう隠蔽の意図は明らかだと思うんで。貴方の上司に代ってください。貴方は完全にもう、問題外です。違法な対応ばかり繰り返しますんで。

(福田)★ 私が、私は違法だと思ってないです、ごめんなさい。郵便物の何、物が届いた?

(原田) ゆうパックが、イマイさん宛のゆうパックが、イマイさん家に届いたんですけど、それが、サインはしていない、だ、勝手に届いた、っていうお話なんですね。で

(福田) それは郵便局にお訊ねなんだったんですか?

(私) 自分の目で確認しました。

(福田) で、郵便局

(私) これが受取証なんですよ、この筆跡と、私の筆跡、これなんですが、明らかに違うんです。

(福田)★★ ジャ、どなたがこれ書かれたか?ってゆうのは、郵便局のほうに確認されたん

ですか?

(私) いや、そりや、配達員が勝手に書いたんでしょう?

(福田) でも、それは

(私) 郵便局には聞きましたよ、もちろん

(福田) うん、そしたら何でおっしゃったんですか?

(私) 私がサインしたと言っていますよ。

(福田) 郵便局のかたがですか?

(私) ええ、だから、偽証だ、それはもちろん、偽証ですね、

(福田) で、それは、私が勝手に書いたっておっしゃったのはどなたですか? 配達員の何ていうかたですか?

(私) サイトウですね。

(福田) はあ、それで郵便局のほうに、ちゃんと、あの、抗議しましたか?

(私) はい、翌日、だから、郵便局に向いて、このサイン、このコピーを貰ったのは、私ですから。

(福田) それで、そのサイトウさんていうかたが、書いたと言ったんですね?

(私) はい、前日、訊いたところ、そう言いました。

(福田) ん? 何々、前日は電話で訊いたの?

(私) はい、これはあの、そもそも侵入があったのは、5日の、4月5日。

(福田) 侵入っていうのは、おうちの中に入っちゃったってこと?

(私) はい、

(福田) それとサインはまた、別の話ですよね?

(私) ええ、

(福田) 侵入と勝手にサインをした、したっていうのは別の

(原田) 家の中には、入ってないですよね?

(私) 家の中に入らなきゃ、枕元に置けないですよね?

(原田) 枕元?、玄関先とかって、さっき言ってませんでした?

(私) 玄関先は私が寝てた場所、だから、玄関入ったね、

(原田) 玄関の外?

(私) 玄関先ってな、玄関入ったとこ、玄関入ってすぐ、という意味です。

(福田) 玄関の戸を開けたってことですか?

(私) もちろん、開けなきゃ入れないでしょうね? 私が寝ている間に、開けて、物を置いて、また去っていったと。

(福田) それはどうして、そんなことするんですかね?

(私) ですよね?

(福田) うん、

(私) だからそれが

(福田) それは、それは、サイトウさんていうかたは、

(私) はい、

(福田) 認めたんですか? おうちの中に入ったってことを。

(私) それを認めてないんです。

(福田) ああ、そうでしょうね、入ってないと思いますよ、私。

(私) 通常通り配達したと、

(福田) うんうんうん、

(私) 私が起き上がって、コタツの上から、ボールペンを取って、これを書いたと言っているんです。

(福田) え? だって、サイトウさん、わた、サイトウさんが書いたって認めたって、さっき、おっしゃってましたよ?

(私) ん? や、それは、偽造であるっていうのは、私が確認したから、そう言ってるだけで、サイトウが認めたわけじゃないですよ。

(福田) ええ? さっき、サイトウさんが、私が、サイトウさんが、書いたって言ったって

(私) サイトウが書いたことを認めちゃったら、別にここに相談するまでもない

(福田) え? さっき、そう言いましたよね? サイトウさんが書いたって認めたって。

(原田) うん、

(私) ん?

(福田) さっき、そう、言いましたよね?

(私) あ、そうですか? 認めてないです、それは認めてない。

(福田) 認めてない? ああ、サイトウさんが書いてないと言っている、お家にも入ってないと言っている、

(私) ええ、今のところはね、

(福田) ああ、はい、はい、

(私) ですが、筆跡鑑定すれば、これは明らかに

(福田) ★★ じゃ、筆跡鑑定したほうがいいんじゃないですか?

(私) ええ、

(福田) ★ うん、うちはそういう権限無いから、筆跡鑑定するとかそういう権限

(私)もちろん、筆跡鑑定してくれなんて言ってないです、

(福田) だから、

(私) 人権侵犯事実を確認してくださいと。

(福田) ★★ 人権侵犯、私達は、それちょっとねえ、サイトウさんていうかたが、玄関を開けて、わざわざイマイさんの枕元まで行ったっていうことは、ちょっと信じられない。

(私) (苦笑)信じ、状況的に信じるべきですよね?

(福田) ★★ 信じられない。

(私) 経験則として、じゃ、何%だと?

(福田) ★★ 100%信じられない、だからそれは、じゃあ、サイトウさんが、玄関開けて入って来たという、何か、誰かが見てたとかいう、そういう状況証拠みたいなもの有りますか?

(私) だから、偽造されてますから、そこから推測されます。

(福田) だから偽造は、誰が偽造したって言ったんですか? サイトウさんも認めていない、

(私) はい、

(福田) で、偽造したっていうのは?

(私) 犯人ですから、認めるわけないじゃないですか？

(福田) ★★ いやいやいや、だから、偽造したっていうのは、じゃあどうして偽造した？

(私) 筆跡だからです、何、何度も言わせるんです？ 筆跡が違うからです。

(福田) ★★ だから、筆跡が違うかどうか判らない、私達には。だから、私達にはそんなこと、信じられないんです。常識的に言って、郵便局のかたがわざわざね、玄関開けて入って来るっていう

(私) 常識で、やらないことをやるから脅迫なんなるんでしょう？

(福田) いや、いやや、

(私) それはお解りになります？

(福田) ★ だから、信じられないんですよ、そういうことを、郵便局のかたがね、何の、あの、利益も無いのに、わざわざ

(私) や、根拠無く信じられないってのは困るんです。

(福田) ★ 信じられないんです。

(私) ええ、

(福田) ★★★ 信じられないから、だから、実はこういうような証拠が有って言ってるんですよ、ということを言ってもらわないと私達、信じられない、だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよね？ 私達が、それはそうだねって信じないと。

(私) それは、認めなければ何もしなくていいと言ってると一緒ですよ？

(福田) それはそうだよね、それはひどいよねっていうこと

(私) 認めないことによる隠蔽です、それは。

(福田) ★★ ああ、じゃ、隠蔽っていうことにしてください。私達は信じられないです、信じません、信じられないもん、だって郵便局の人がさ、何の利益も無いのに、人ん家に入ってくるなんて信じられないもん。

(私) だから、さっき、言ってますでしょ？ さっき、言ってますでしょ？ 読み上げたの聞いてました？

(福田) 聞いてない、聞いてない、これのことについて、今、申し上げてるんです

(私) 8年前の東京での殺人

(福田) それとこれとは違う、別の話です。これのことについて今、話をしています。

(私) はい、だから、今、その話をしてるんです？

(福田) だから、

(私) 何の為にするかを、動機を今、お訊ねになってるんですね？

(福田) ごめんなさい、郵便局のかたが勝手に家に入って来たということについて、今、お話をうかがいました。

(私) はい？

(福田) なので、それについてちょっと、確認します。

(私) はい、

(福田) サイトウさんは認めていない、

(私) はい、

(福田)★★★ 私達も郵便局の人がまさか、勝手に入るとは思えない、だから

(私) どうして? それが、それが

(福田)★★★ 思えないもん、だって。そんなことしないもん、普通。

(私) それはあの、人間なら犯罪をしないと言っている詭弁と全く一緒ですね? 論理は。

(福田)★★★★ そうじゃない、だって私達、公務員ですから、人ん家、勝手に入らないもん。
郵便局の人もそんなこと絶対しないと思ってる。だからです。

(私) 思ってたら?

(福田) だから、だから

(私) 捜査機関なんて要らないでしょ? そうしたら。

(福田) だから、だから、イマイさん、イマイさん

(私) 無いって言ってるのと一緒にですよね?

(福田)★★★ 違います、イマイさん、だから、サイトウさんが勝手に入って来たという証拠
になることは有りませんか?って言ってる。

(私) だからそれ筆跡だって。他にも有りますよ。

(福田)★★★★ だから、筆跡が違うって言うのは、どういう証拠が有って?

(私) だから

(福田) これと違う話、今、この話、今、この話

(私) コタツの上のボールペンを使って告訴人が書いたとのは、ことであるが、直後の確認
ではボールペンのインクの色が違つてました。

(福田) だ、ちょっと待ってください、サイトウさんは認めてないんでしょ?

(私) 何を?

(福田) これを書いたって。

(私) 認めてないですよ、それがどうしたの?

(福田) これは何?

(私) これって? サイトウの主張では、

(福田) サイトウさんが認めたって?

(私) コタツの上のボールペンを使って告訴人が書いたと、言ってるんですよ?

(福田) サイトウさんは主張してないって、さっき、言ったじやん?

(私) 何を?

(原田) サイトウさんは、イマイさんが、コタツの上からボールペンを出して書いたって

(福田) あ? ああ、イマイさんの想像ですね、ああ、ごめんなさい、

(私) 直後の、直後の

(福田) 告訴状っていう形式の物をお持ちなの、お持ちんなって、今日は来てるんです。

(私) これは説明資料としてそういう名前の物を出してる。

(福田) じゃ、じゃ、イマイさんが、ボールペンを?

(私) ええ、コタツの上のボールペンを使って書いたと主張します、サイトウは。

(福田) はいはいはいはい、
(私) だけど、私の使ったボールペンは三色ボールペンでして
(福田) え? だって、書いてないんでしょ?
(私) そう言ってる物はね、一々上げ足取らないでね、
(福田) ややや、だ、ごめん、ごめん、
(私) サイトウが、私が使って書いたと言っているボールペンは、
(福田) うんうん、
(私) 三色で、青んなってたんです。ちなみに、この現物は黒で書かれてます。
(福田) サイトウさんは、イマイさんが、青のボールペンで書いたって言ってるんですか?
(私) 違う、その色の違いに気付かないから、私がコタツの上のボールペンを使って、取つて、自分で書いたと言っていますが、そのボールペンは青色がセットされてました。ちなみに、この現物は黒色のインクで書かれています。
(福田) 青色がセットされたって、だって、そんなの後で変えれば変わっちゃうじゃない?
(私) 変えないから。直後の電話の遣り取りして、ええ、そうなの? つって、見たら、青んなってました。それが状況証拠です、一つのね。
(福田)★★ それが状況証拠に?
(私) 変えないよ、わざわざ。人を嵌め、嵌める趣味無いもん。
(福田)★★ ふうん、でもそれは、ごめんなさいね
(私) それは信義則、それは郵便配達員が悪いことしないと同じ、信義則として、わざわざ私が嘘をつかないという信義則です、はい。
(福田) でも私達
(私) いいですか、次ね、インクの成分分析をすれば、コタツの上のボールペンと、このイン、書かれたインクの色、成分は、変わ、異なるであろうことが予想されます。
(福田)★ 異なってましたか?
(私) それは調べないとわかりません。
(福田)★ ああ、じゃ、調べないと。
(私) それからね、触らないとサインできないはずの配達証から告訴人の指紋が一切検出されません。これは調べればわかります。
(福田)(原田)★ じゃ、だから、調べればいいじゃん?
(私) 調べてないから、沼田署をここに、あの、犯罪者として挙げてるんです? 調べないことが隠蔽だから。組織的隠蔽。
(福田) 調べてないことをそんな風に書い、書いちゃ、書いたら、まずいじゃないですか?
(私) だけど、調べれば確定しますから。
(福田)★ じゃ、調べたほうがいいですよ。
(私) (苦笑)だから、調べれば確定するんです?
(福田)★ だから、調べたほうがいいですよ。だから、だから、うん
(私) そういう事実がいっぱい重なれば、当然、経験則として
(福田) 経験則じゃなくて、事実の積み重ねとしてね、そういうことが全部事実であれば

(私) 経験則として、99%以上の確信を持っていただくべき話を羅列してあるんですよ?

(福田)★★ 私達はこれがちょっと信じられないで、

(私) だから、信じられないことが異常です。

(福田)★★ じゃ、異常で、異常で、はい。

(私) で、私に受け取った記憶がまるで無いんです、それもおかしな話ですね？ 私そんな
躊躇してるわけじゃないんで、認知症でもないんで。 それから、ゆうパックの現物が告訴
人、私の顔の横に在ったんです、まさに。で、私、寝転がってますが、寝転がる前に、そ
のまま転がろうとすれば邪魔になるんで普通は片付けるはずですね？ そんな状況で、寝転
ばない。

(福田)★★ はずってゆうのは駄目だと思うよ。

(私) いや、駄目とかじやなくて、蓋然性、蓋然性。

(福田)★★ 蓋然性じゃないよ、

(原田)★★ 蓋然性じゃないですよね、イマイさんの生活パターンが解らないので。

(私) それから、いつもなら再配達を受けたら、すぐ破り捨てるはずの配達証がそのまま残っていたこと。

(原田) それは、イマイさん

(私) これは、配達が無かったと、無かつたことを証明していると。

(福田)★★ 私達が、これはちょっと、人権侵犯だなと思うような証拠にはならないですね。

(私) ならないと思うこと自体が異常です。

(福田)★★ はい、じゃ、異常ということで。

(私) はい、そ、それ、そういうのが一つの告訴状として有ります。

(福田) じゃ、告訴してください。

(私) いや、告訴してくださいじゃなくて、人権侵犯被害の届出をしてるんです？ 解りますか？ 告訴するしないは私の勝手です。

(原田) 人権侵犯被害の届出？ そうですね、はい。

(私) はい、

(福田)★★ ただ、私達は人権侵犯としてはお受けできませんということです。

(私) どうしてできないの？ どうして受けられないの？

(福田)(原田)★★ だから、被害が無いです。

(私) 受けられないこと、受けられないこと自体が、門前払いですよね？ 人権侵犯です？

(福田)★★ 門前払いって、人権侵犯だと思わないっていうことです。私達は人権侵犯だと思わない。

(私) 思わない根拠を示してください。調べる前にどうしてわかるの？

(福田) だってそんな、郵便局の人が郵便物を配達して人権侵害だとは思わないからです。

(私) 配達してないもん、だって。配達という行為ではないですよ？ 黙って入るというの
は配達という行為ではないです？

(福田)★★ じゃあ、それは、どういう証拠を以って、イマイさんがそうおっしゃっている
か？っていうことをお聞きしましたが、それを聞いても、それが私達にとって人権侵犯だと

いうふうに理解ができなかつたので、これは人権侵犯だと私達には判断、考えられないで、こ、これについては受けられないです。

(私) じゃ、人権侵犯事実の、を届出るために、ええ、資料をお持ちしてるんですが、これを一旦受け取って

(福田) ★★ できない、受け取れません。

(私) ご判断いただけるんですか?

(福田)(原田) ★★★ 受け取れません。

(私) 門前払いですね?

(福田)(原田) ★★★ はい。

(私) わかりました。

以上

20180119 16:53 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方法務局沼田支局(群馬県沼田市西倉内町701)の福田との通話の録音の反訳書

(福田) お電話代りました。

(私) あ、昨日はお世話様でした。

(福田) はい、

(私) ええと、すいません、救済の申出の続きを、にうかがたいんですけども。

(福田) 昨日、お断りしましたよね?

(私) ええ、理不尽な、不当な理由でね?

(福田) だから、被害、被害がわからないから、それではできませんよ、ってことでお断りしましたよね?

(私) だから、被害をご説明しますと言ってるんですが?

(福田) 昨日、説明できなかったじゃないですか?

(私) できなかったじゃなくて、認めなかっただけでしょ? 説明してますよ、充分。

(福田) いや、私は、

(私) じゃ、続き、説明しますね?

(福田) いえ、できま、あの、もうね、昨日の郵便局の話、聞きましたけど、どう考えても人権侵犯だと思えないので、

(私) だからね、その続きをするつつってるんですよ、ちょっと、黙って聞け。

(福田) どういうつもりですか?

(私) いいですか? いいですか?

(福田) 黙って聞け?

(私) ええ、

(福田) ★★ 悪いけど、貴方、私達に調査して欲しいって言ってんじゃないですか?

(私) そうですよ、

(福田) 黙って聞け?

(私) ええ、黙って聞けよ、だから。続きを有るつってんだよ。だから、郵便局がおかしいんじゃない、本当におかしいのは警察だよ。そのとき、現場検証を頼んだのに5人警官、警官が来たのに現場検証しないで帰った。通報内容を無視して帰った。その翌日、私が持ち込んだ告訴状をも今だに無視している。その告訴状の内容は、昨日お見せした、昨日説明した内容とほぼ同じだ。

(福田) ああそう、昨日おうかがいしました。

(私) だから、警察が、それを無視するということが異常だよね?

(福田) ★ それは警察に言ってください。

(私) いや、言ってくださいじゃなくて、そう思うでしょ? そう判断できるでしょ? だからこそ警察による人権侵害なんですよ?

(福田) けい

(私) そう思いませんか?

(福田)★★ 思いません。

(私) 異常です、それは。思いませんか?

(福田)★★ 思いません。

(私) もう一度聞きます、思いませんか? 告訴状を無視してるとどういうことなんですか? 警察が。

(福田)★ うちちは告訴を受けるところではありません。

(私) いや、うちじゃなくて、警察がそれをやってることが異常だと思いませんか?

(福田)★ 警察も告訴を受けるところではありません。

(私) はい?

(福田)★ 警察は告訴を受けるところではありません。

(私) 何言ってるんですか? じゃ、刑事は何の為に居るんですか?

(福田) え、調査する為じゃないですか? 捜査する為。

(私) 刑事の役割わかつてますか? 捜査して、告訴、告訴状を出して

(福田) だから捜査をしないと告訴状は書けないでしょう?

(私) だから何で捜査しないんですか? 告訴状は書けないじゃなくて、私が作って出したと言ってるんですよ、それを何で無視してるんですか? 正当性がどこに有るの?

(福田)★ だからそれは警察に言ってください。

(私) 警察に言うんじゃないなくて、貴方がたはその違法性を判断する立場でしょう? そういう役職でしょう?

(福田)★ すいません、そうじゃないんです。ごめんなさいね。

(私) 侵犯事実の確認をしてください。

(福田)★ そういう仕事はしてないんです。申し訳ないんですけど。

(私) はい? そういう仕事が明記されてるでしょ? 人権の擁護の36頁に。人権侵犯事実の調査を行いますと明記されてますでしょ?

(福田)★ 被害が有ったってゆうことが確認できないと調査ができないんです。私達が調書を作つて上にあげるんです。

(私) だからどうしたの? だから調査すればいいじゃない?

(福田) 貴方が持ってきた告訴状を、貴方が持ってきた告訴状を上にあげるんではなくて、私達が調査をして、調書を作るんです。

(私) はい、それがどうしたの? うん

(福田) その時に、被害の内容を書かなければならぬんです。

(私) 書けばいいじゃない?

(福田) 被害を、じゃ、どういう被害ですか?って聞いたら、貴方おっしゃらなかつたじゃない?

(私) おっしゃつたでしょ? 最初から。告訴状を読んで突きつけてるでしょう? それを聞いてるでしょう? 録音されてますよ、ちゃんと。生存権の侵害だと言ってるじゃないですか? 最初から。何を聞いてるんだ?

(福田) 被害をおっしゃつて下さい。

(私) だから生存権の損害、侵害ですよ、

(福田) 生存権の侵害を受けて、どのような

(私) 精神的法益侵害です。

(福田) だから

(私) 貴方、法益侵害の意味がわかつてゐるんですか？ 被害って言うのは法益侵害ですよ、イコール。

(福田)★ それによってどういう具体的な被害を受けましたか？

(私) ぐ、どういう具体的って、法益侵害、脅迫ですよ？

(福田)★★ 脅迫を受けて、どういう侵、被害を受けましたか？

(私) そういう質問は必要無いでしょう？

(福田) 脅迫って、具体的にどういう脅迫ですか？

(私) だから、昨日説明したでしょ？ それは。録音されてますよ？ 「我々はいつでもこのように、お前の隙をついて忍び込んで、お前の命を奪えるのだよ」という脅迫です。

(福田) 誰がそんなこと言ったんですか？

(私) いや、言ってないですよ、無言の脅迫だと、昨日読み上げたでしょ？

(福田) 言ったって言ってるじゃないですか？、貴方、今。

(私) 何を言ってるんだ？ 詭弁を展開してるんだ？ 昨日、読み上げたでしょ？ 聞いてるでしょ？ 録音されてるんですよ？ それが録音されてるんですよ？

(福田) じゃあ録音した物を持って来て下さい。

(私) しらを切ってどうするん？ はい、明日持つて行きますよ、明日じゃない。

(福田)★ 警察に持つてって下さい。

(私) 何で警察なの？ そっちが人権侵犯、認める機関でしょ？ そちらが認める機関でしょ？

(福田)★ 捜査権は有りません、捜査権は有りません、私達に。

(私) 誰が捜査しろと言ってる？、詭弁を展開するな、捜査機関じゃないなんて当たり前だろうが。誰がそんなことを主張した？ 馬鹿げな詭弁をいうんじゃない、矛先を逸らすな。

(福田)★ 捜査しろって

(私) 人権侵犯事実を調査しろと言ってるの、確認しろと言てるの。

(福田) だから、貴方はそれによってどのような被害を受けましたか？って言ってるじゃないですか。

(私) だから、精神的法益侵害を受けました、と言ってるじゃないの、どこがおかしいの？

(福田)★★ だから、具体的にどういう症状が出ましたか？

(私) 症状？ 症状？ 症状が必要なんですか？

(福田) どういう被害、被害を受けて

(私) 精神的法益侵害だって言ってるじゃない？

(福田)★★ だから、それによって、どのような損害を受けましたか？

(私) はい？ 損害？ 著しく、あの、絶望感と、あの、恐怖感に打ちひしがれました。

(福田)★★★ それをどういうふうに証明することができますか？

(私) それ、証明する必要が有るんですか？ 貴方、言ってることおかしくないですか？

(福田)★★★ それが調査です。それを私達は文書に書かなければならぬんです。

(私) 人権擁護機関がそれを問い合わせること自体が異常じゃないですか?

(福田)★★ それを文書に書かなければならぬんです。

(私) 精神的しよ、法益侵害をどうやって証明するつづんですか?

(福田)★★ それを貴方からこうゆうような、貴方から具体的な被害を聞いて、調査、それを文書にして上にあげなくちゃならないんです。

(私) そんなことはお前の職権だ。そんなことは知らねえ。

(福田)★★ お前、ですか、だから私の職権だかもしれないけど、その職権を書いて上にあげないと、何にもできないんですよ、私達は組織の人間ですから。私がするんじゃないんですよ。

(私) だから、どうしたの? その説明、何の意味があるの? 僕に対して。被害者に対して何の意味がある? その説明。当たり前にお前の職権でやるべきことだろ? それをくどくど説明してどうなるんだ?

(福田)★★ 職権ができないんです。貴方の説明では。

(私) 何がどうできないん? 何を根拠にできないと言ってるん?

(福田)★★ どうして私が言ってることに答えられないんですか?

(私) 何を答えないん? 全部答えてるだろ?

(福田) 具体的にどういう被害を受けましたか? どういう損害を受けましたか? って言ってるじゃないですか。それをどうやって文書にするんですか?

(私)★★ さっきから答えてるだろ? それは。記録されてますよ。

(福田) どうぞ記録してください。

(私)★★ だから記録されてますって。もう答えてますよ。何が足りないの? どういうことが足りないの?

(福田)★★★ 具体的にどういう損害が有りましたか? って聞いてるじゃないですか。

(私) 精神的法益侵害を証明しようが無いでしょ? たいへんな恐怖と苦痛、精神的苦痛を与えるました。

(福田)★★★ そういう苦痛を与えられた結果、どういうふうになりましたか?

(私) どういうふうになる必要が有るんですか?

(福田)★★ だから、そこを書かなくちゃならないんですよ、私達は。

(私) いやいや、どういうふうになる必要が有るんですか? そこは書く必要が有るんですか?

(福田)★★★ そうです、書く必要が有るんです。

(私) あ、そうですか? どこにそう書いて有るん? そんな、そんな規定を見たことは無いね。常識としてそんなことは求められないね、普通。

(福田)★★ あの、ごめんなさい、じゃ、私と貴方の常識が違うんだと思います。

(私) はい、あの、民事訴訟で、慰謝料請求の事件で、そんなことを記載した例は無いはずですよ。そんなことは求められないです、そもそも。

(福田) 損害賠償請求する時って、その金額を計算しますよね?

(私) はい、

(福田) はい、その時に、具体的なこと、あの、書かないと、金額を計算できないですよね?

(私) 精神的法益金額がどうやって数字に直せるんですか? 言ってみてください。

(福田) そういうふうにやった時に、じゃあどうやって金額をけせ、あの、計算するんですか?

(私) だから、それは心証に決まってるじゃないですか?

(福田) 具体的な被害を書くから、それを計算できるんじゃないですか? そうですよね? 裁判で、そうじゃないですか? 証拠を挙げて、こういう被害が有って、これくらい損害が有った、それで損害額を出すんじゃないですか?

(私) じゃあ、あの、それをどうやって、あの、検証するんですか? 数字を出したとして。

(福田) だから言ってるじゃないですか?

(私) どうやって検証するんですか? 精神的法益侵害について。

(福田) だから、それを具体的金額に、

(私) 貴方の言つてることはクレイジーですよ。

(福田) あ、わかりました、クレイジーでけっこうです。

(私) 無いものねだりです。

(福田) ★★★ はい、受付できません、申し訳ないですね。

(私) 異常です。

(福田) はい、異常です。失礼いたしました。

以上